

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年10月21日提出
【計算期間】	第27期(自 2024年7月23日至 2025年7月22日)
【ファンド名】	三菱UFJ グローバルバランス（積極型） 三菱UFJ グローバルバランス（安定型） 三菱UFJアセットマネジメント株式会社
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目9番1号
【電話番号】	03-4223-3037
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

三菱ＵＦＪ グローバルバランス（積極型）は、中長期的に信託財産の着実な成長を目標として運用を行います。

三菱ＵＦＪ グローバルバランス（安定型）は、中長期的に信託財産の安定的な成長を目標として運用を行います。

信託金の限度額は、各ファンドについて、2,500億円です。

※委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券	MR F	
追加型		不動産投信		特殊型 ()
		その他資産 ()	E T F	
	内外	資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年１回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり ()	日経２２５	ブル・ベア型
一般	年２回	日本			TOPIX	条件付運用型
大型株	年４回	北米	ファンド・	なし		
中小型株	年６回 (隔月)	欧州	オブ・		その他 ()	ロング・
債券	年１２回 (毎月)	アジア	ファンズ			ショート型／
一般	日々	オセアニア				絶対収益
公債	その他 ()	中南米				追求型
社債		アフリカ				その他 ()
その他債券		中近東 (中東)				
クレジット		エマージング				
属性 ()						
不動産投信						
その他資産						
(投資信託証券 (資産複合(株 式、債券)))						
資産複合 ()						

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけ

ます。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円で為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MRF及びMMFの運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MRF及びMMFの運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

	公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（ＢＢＢ格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（ＢＢ格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
	決算頻度	
	年１回	信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年２回	信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	年４回	信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年６回（隔月）	信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年１２回（毎月）	信託約款において、年１２回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

「三菱UFJ」グローバルバランス(積極型)

日本を含む世界の株式・債券を実質的な主要投資対象とし、中長期的な経済シナリオに基づき適切なアセットアロケーションを行うことにより、中長期的に着実な値上がり益の獲得をめざします。

「三菱UFJ」グローバルバランス(安定型)

日本を含む世界の株式・債券を実質的な主要投資対象とし、中長期的な経済シナリオに基づき適切なアセットアロケーションを行うことにより、中長期的に安定的な値上がり益の獲得をめざします。

ファンドの特色

特色

1

日本を含む世界の株式・債券にバランスよく投資します。

マザーファンドを通じて「日本株式」、「日本債券」、「外国株式」、「外国債券」の4つの資産に分散投資を行います。

特色

2

株式投資比率の異なる「積極型」と「安定型」の2つのファンドからお選びいただけます。

ファンド名	株式への基本資産配分	特徴
三菱UFJ「グローバルバランス(積極型)」	60%	安定性を重視しつつ、成長性も追求した運用を行います。
三菱UFJ「グローバルバランス(安定型)」	40%	安定性を重視した運用を行います。

◎ 資産配分のイメージ図

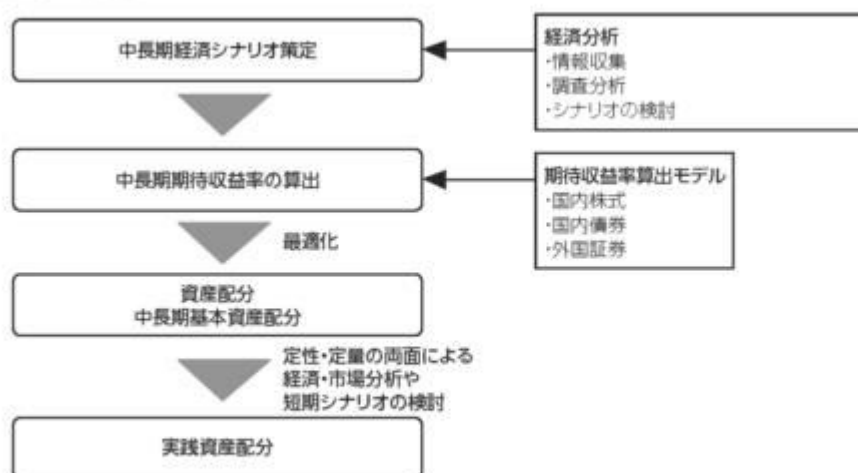


※各ファンドの資産配分は、短期経済シナリオ、投資環境分析等により、原則、基本資産配分±変更限度幅の範囲内で決定されます。なお、上記の資産配分は、各マザーファンドへの投資比率を示したものです。

※中長期的な経済シナリオが変化したと判断した場合は、基本資産配分を見直すことがあります。

各ファンドは無手数料でスイッチング(乗換)が可能です。ただし、スイッチングの際に換金するファンドの基準価額から信託財産留保額(当該基準価額の0.3%)および税金が差し引かれます。

■資産配分の決定プロセス



「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページをご覧ください。
(https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

■「日本株式マザーファンド」の運用について

運用目標	東証株価指数(TOPIX) (配当込み) ^(注1) をベンチマーク ^(注2) とし中長期的に同指数を上回る投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	投資対象は国内の上場株式等です。外国株式への投資は行いません。
運用方法	徹底的なボトムアップによる銘柄選定を行います。銘柄選定にあたっては、主として企業の利益成長性に着目します。 業績動向やバリュエーション等の観点で一定の条件を満たす銘柄群の中から、企業訪問等による徹底的な調査を経て組入銘柄を決定します。 ポートフォリオの業種分散は東証株価指数(TOPIX) (配当込み)の業種比率を参考にしますが、各業種の利益成長性なども勘案して調整します。 株式組入比率は高位を維持することを基本とし、市況動向に合わせて比率を上下させることはしません。
運用プロセス	<pre> graph TD A[国内上場銘柄] --> B[第1次選別] B --> C[第2次選別] C --> D[ファンド組入] E[サブセクター分析 業種内での相対的優位度 業種動向 バリュエーション など] --> B F[企業訪問等による調査] --> C </pre>

(注1) 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。))の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。

(注2) ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

■「日本債券マザーファンド」の運用について

運用目標	NOMURA-BPI総合インデックス ^(注3) をベンチマークとし、同指数を上回る投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	投資対象は国内の公社債・金融商品です。外貨建ての債券・金融商品への投資は行いません。
運用方法	ポートフォリオのデュレーション ^(注4) は、ベンチマークの平均を中心に調整します。デュレーション調整は主にファンダメンタルズ分析に基づく中期的な金利見通しに沿って行います。 銘柄選定は信用リスクと金利スプレッドを定量的・定性的に分析して行います。組入債券の格付はBBB格相当以上(S&P、Moody's、格付投資情報センター、日本格付研究所のうちいずれかから取得)とします。なお、組入債券の格付基準は予告なく変更を行う場合があります。
運用プロセス	<pre> graph TD subgraph Duration_Control [デュレーション・コントロール] A[内外のファンダメンタルズ・マクロビュー] --> B[金利見通し] B --> C[ポートフォリオのデュレーション決定] end subgraph Stock_Selection [銘柄選定] D[個別銘柄分析・社内信用格付] --> E[スプレッドの割安・割高判断] E --> F[個別銘柄選定] end C --> G[ポートフォリオの構築] F --> G </pre>

(注3) NOMURA-BPI総合インデックスとは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

(注4) デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利感応度を意味する指標です。この値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。

■「外国株式マザーファンド」の運用について

ファンドの運用は、JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドに委託します。

・同社は運用の指図に関する権限の一部を、J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク(所在地:米国)に更に委託することができます。

※ 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

運用目標	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース) ^(注5) をベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とします。
運用方法	リサーチ・アナリストのファンダメンタル分析を活用し、銘柄選択を超過収益の主要な源泉とするポートフォリオを構築します。
運用プロセス	投資対象ユニバース(約2,500銘柄) → ファンダメンタル・リサーチ → バリュエーション・フレームワーク → ポートフォリオ構築(70-100銘柄) ・リサーチ・アナリストがカバーする新興国を含むグローバル株式の約2,500銘柄 ・グローバルに所在するリサーチ・アナリストが共通のフレームワークで企業のファンダメンタル分析 ・産業フレームワーク(各産業の構造変化を特定) ・戦略的評価(各企業の事業動向、成長見通し、競争力の持続性を判断) ・ESG(ESGのファクターを投資プロセスで考慮) ※ESGに特化した戦略ではありません。 ・リサーチ・アナリストの分析を独自のバリュエーション・モデルに投入 ・各銘柄について期待リターンを算出し、重種ごとの期待リターンに基づいてランキングすることで、相対的な魅力度を測定 ・リサーチ・アナリストのアイデアの中から最も考えられるものを厳選し、付加価値の最大化を意図したポートフォリオを構築 ・様々なファクターへのエクスポージャーを抑えつつ、銘柄選択が付加価値の原動力となるポートフォリオを構築

(注5) MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。

また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

■「三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド」の運用について

運用目標	FTSE世界国債インデックス(除く日本・円ベース) ^(注6) をベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	投資対象は日本を除く世界主要国の公社債です。
運用方法	運用にあたっては、各国のマクロ分析や金利予測に基づいて、カンントリーアロケーション、デュレーションおよび残存構成のコントロール、利回り較差に着目した銘柄選定でアクティブに超過収益の獲得をめざします。 さらに、ポートフォリオとベンチマークを比較分析することにより、リスクのチェックとコントロールを行います。組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。ただし、エクスポージャーのコントロール等を目的として為替予約取引等を活用する場合があります。公社債の組入比率は高位(通常の状態90%以上)を基本とします。
運用プロセス	海外債券市場 - 投資国・地域のマクロ分析 - 金利分析 - 投資対象企業のクレジット分析 - ファンドマネージャーによる投資判断 - 外部機関からの情報 - 計量的手法によるリスク管理 - 投資国(通貨)と銘柄の決定 → 投資実行 - 運用実績 → 運用評価

(注6) FTSE世界国債インデックス(除く日本・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドについて

■会社概要

JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドは、世界有数の金融サービス会社であるJPモルガン・チェース・アンド・カンパニー傘下の資産運用部門であるJ.P.モルガン・アセット・マネジメントの英国現地法人です。J.P.モルガン・アセット・マネジメントはグループとして、約150年におよぶ長い歴史の中で蓄積してきた運用ノウハウと、競争力のある運用サービスを提供しています。

J.P.モルガン・アセット・マネジメントについて

■リサーチ能力

経験豊富な地域別・セクター別のリサーチ・アナリストを世界の主要国・地域に配置し、約2,500の世界の株式投資対象銘柄を調査。

■運用哲学

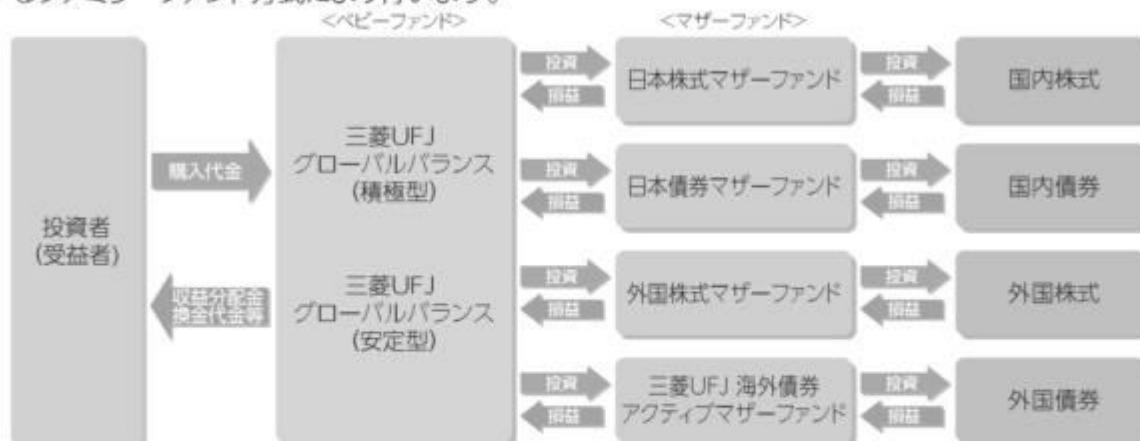
「株価の適正価値は企業の長期収益力を反映する」との考えに立ち、徹底したリサーチと統一されたバリュエーション・モデルに基づく、ボトムアップの銘柄選択によるアクティブ運用を行います。

■グローバルな運用体制

ポートフォリオ・マネジャー、アナリストなど約1,300名の運用プロフェッショナルを擁し、世界20ヵ国以上に展開しています。(2025年6月末時点)

■ファンドの仕組み

運用は主に各マザーファンドへの投資を通じて、日本を含む世界の株式・債券へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



■主な投資制限

「三菱UFJ グローバルバランス(積極型)」

- ・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

「三菱UFJ グローバルバランス(安定型)」

- ・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

■分配方針

- ・年1回の決算時(7月22日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。
- ・分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ・原則として、決算日の基準価額水準が当初元本額10,000円(10,000口当たり)を超えている場合に、当期の基準価額上昇分の範囲内で分配します。
- ・分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

1998年12月2日

設定日、信託契約締結、運用開始

2001年4月2日	名称を「パートナーズ・グローバルバランス（積極型）」から「UFJパートナーズ・グローバルバランス（積極型）」に、
2005年10月1日	「パートナーズ・グローバルバランス（安定型）」から「UFJパートナーズ・グローバルバランス（安定型）」に変更 ファンドの委託会社としての業務をユーエフジェイパートナーズ投信株式会社から三菱UFJ投信株式会社に承継 名称を「UFJパートナーズ・グローバルバランス（積極型）」から「三菱UFJ グローバルバランス（積極型）」に、「UFJパートナーズ・グローバルバランス（安定型）」から「三菱UFJ グローバルバランス（安定型）」に変更
2006年10月23日	投資対象である外国債券マザーファンドについて運用指図権限の委託を廃止
2019年10月22日	ファンドの投資対象に「三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド」を追加
2019年11月22日	ファンドの投資対象から「外国債券マザーファンド」を削除
2024年8月26日	ファンドの主要投資対象である外国株式マザーファンドの運用指図権限の委託先を「ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド」から「JPモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッド」に変更

（３）【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）		
お申込金↓↑収益分配金、解約代金等		
販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。	
お申込金↓↑収益分配金、解約代金等		
受託会社（受託者） 三菱UFJ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	委託会社（委託者） 三菱UFJアセット マネジメント株式会社	再委託先 JPモルガン・アセット・ マネジメント（UK） リミテッド
信託財産の保管・管理等を行います。	信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。	委託会社から外国株式マザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限の委託を受け、運用の指図を行います。
投資↓↑損益		
マザーファンド		
投資↓↑損益		
有価証券等		

②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務 の内容、再委託先が受ける報酬等が定められて います。
------------------------------------	--

③委託会社の概況（2025年7月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会
社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合
併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を
三菱UFJ国際投信株式会社に変更
2023年10月 エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱UFJ国際投
信株式会社へ統合し、商号を三菱UFJアセットマネジメント株式会
社に変更

・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱UFJフィナ ンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

「三菱UFJ グローバルバランス（積極型）」

日本株式マザーファンド受益証券、日本債券マザーファンド受益証券、外国株式マザーファンド受益証券および三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか内外の株式・公社債に直接投資することがあります。

中長期的な経済シナリオに基づき、各マザーファンドおよび短期金融商品への適切なアセットアロケーションを行うことにより、中長期的に信託財産の着実な成長をめざします。

アセットアロケーションの見直しは適宜行います。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「三菱UFJ グローバルバランス（安定型）」

日本株式マザーファンド受益証券、日本債券マザーファンド受益証券、外国株式マザーファンド受益証券および三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか内外の株式・公社債に直接投資することがあります。

中長期的な経済シナリオに基づき、各マザーファンドおよび短期金融商品への適切なアセットアロケーションを行うことにより、中長期的に信託財産の安定的な成長をめざします。

アセットアロケーションの見直しは適宜行います。

株式以外の資産への実質投資割合（信託財産に属する株式以外の資産の時価総額と信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の総額に占める株式以外の資産の時価総額の割合を乗じて得た額との合計額が信託財産の総額に占める割合）は、原則として信託財産の総額の75%以下とします。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（2）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- １．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）
 - ａ．有価証券先物取引等
 - ｂ．スワップ取引
 - ハ．約束手形
- ニ．金銭債権
- ２．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

①有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社とする日本株式マザーファンド、日本債券マザーファンド、外国株式マザーファンドおよび三菱ＵＦＪ 海外債券アクティブマザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

- １．株券または新株引受権証書
- ２．国債証券
- ３．地方債証券
- ４．特別の法律により法人の発行する債券
- ５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- ６．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
- ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
- ８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
- ９．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
- 10．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第13号で定めるものをいいます。）
- 11．コマーシャル・ペーパー
- 12．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 13．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．から12．の証券または証書の性質を有するもの
- 14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
- 15．投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。16．において同じ。）で16．で定めるもの以外のもの
- 16．投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下16．において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
- 17．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
- 18．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 19．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
- 20．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 21．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託

の受益証券に限ります。）

22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

24. 外国の者に対する権利で23. の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書ならびに13. および19. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに16. の証券ならびに13. および19. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

③その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

・外国為替予約取引

<マザーファンドの概要>

日本株式マザーファンド

（基本方針）

この投資信託は、中長期的に信託財産の成長をめざして運用を行います。

（運用方法）

①投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

②投資態度

ボトムアップ・アプローチによる銘柄選択を行います。銘柄選択の基準として、主として利益成長性に着目します。

業種配分は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の業種比率を参考にしますが、各業種の予想利益成長率等を勘案して決定します。

株式組入比率は高位を維持することを基本とします。

東証株価指数（TOPIX）（配当込み）をベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざして運用を行います。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

①株式への投資割合に制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑦外貨建資産への投資は行いません。

⑧有価証券先物取引等を行うことができます。

⑨スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

日本債券マザーファンド

（基本方針）

この投資信託は、中長期的に信託財産の成長をめざして運用を行います。

（運用方法）

①投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

②投資態度

ポートフォリオのデュレーション調整と銘柄選択による収益獲得をめざして運用を行います。

ポートフォリオのデュレーションはベンチマークの平均を中心に調整します。デュレーション調整は主としてファンダメンタルズ分析に基づく中期的な金利見通しに沿って行います。

銘柄選択は信用リスクと金利スプレッドを定量的・定性的に分析して行います。

NOMURA-BPI総合インデックスをベンチマークとし、同指数を上回る投資成果をめざして運用を行います。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

①同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

②外貨建資産への投資は行いません。

③有価証券先物取引等を行うことができます。

④スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

外国株式マザーファンド

（基本方針）

この投資信託は、中長期的に信託財産の成長を目標として運用を行います。

（運用方法）

①投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

②投資態度

日本を除く世界主要国の株式に投資します。運用にあたってはMSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）をベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざします。

超過収益の源泉を主として銘柄選択におき、独自の企業調査に基づくボトムアップの銘柄選択でアクティブ運用を行います。

銘柄選択に当たっては、長期の企業収益予想に基づくバリュエーション（株価評価）モデルを用います。

株式の組入比率は、高位を維持することを基本とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

運用指図に関する権限は、JPモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドに委託します。また、JPモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドは委託を受けた運用の指図に関する権限の一部を、J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクに更に委託することができます。[※]

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

※運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

（投資制限）

①株式への投資割合に制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑦外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

⑧有価証券先物取引等を行うことができます。

- ⑨スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
- ⑩外国為替予約取引は為替変動リスクを回避するため行うことができます。

三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド

（基本方針）

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目標として運用を行います。

（運用方法）

①投資対象

わが国を除く世界主要国の公社債を主要投資対象とします。

②投資態度

F T S E世界国債インデックス（除く日本・円ベース）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。

運用にあたっては、各国のマクロ分析や金利予測に基づいて、カントリーアロケーション、デュレーションおよび残存構成のコントロール、利回り較差に着目した銘柄選択でアクティブに超過収益の獲得を目指します。さらに、ポートフォリオとベンチマークを比較分析することにより、リスクのチェックとコントロールを行います。

組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。ただし、エクスポージャーのコントロール等を目的として為替予約取引等を活用する場合があります。

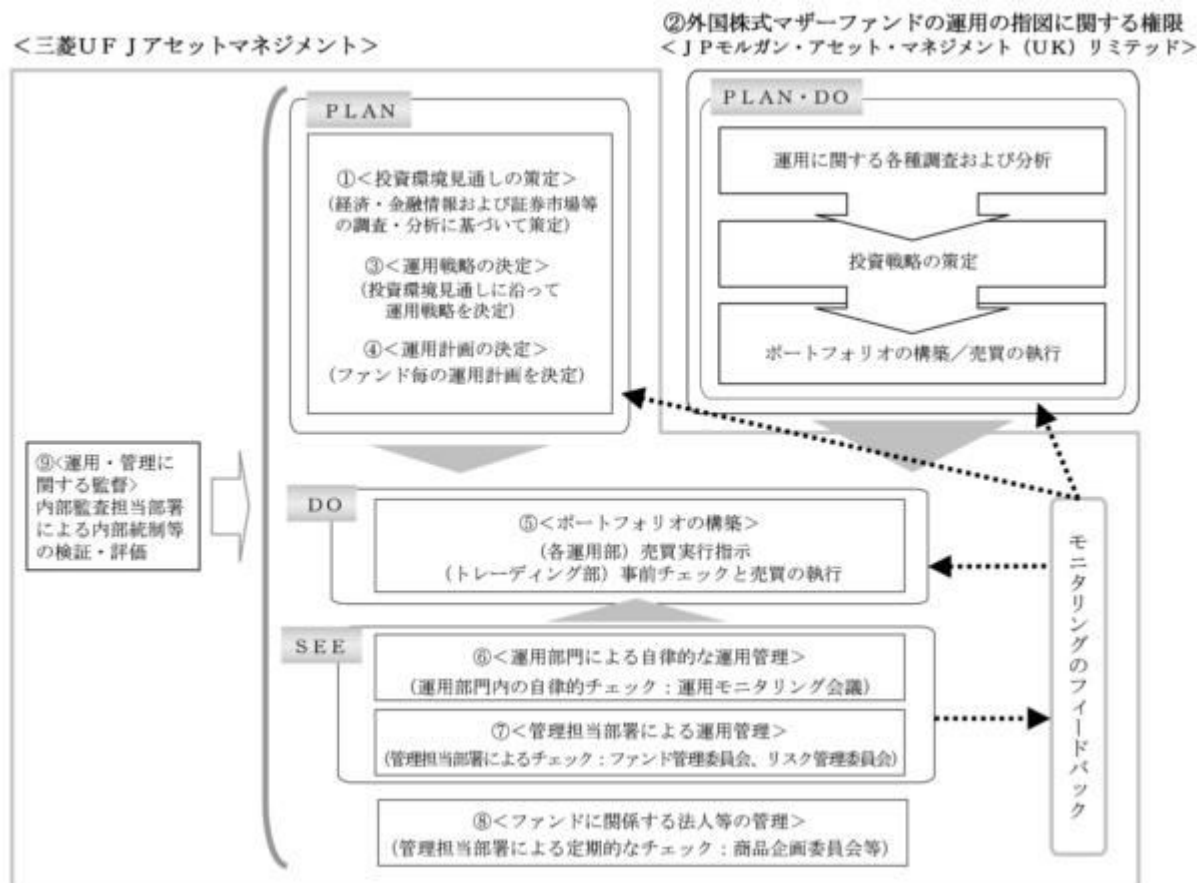
公社債の組入比率は高位（通常の状態では90%以上）を基本とします。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

- ①外貨建資産への投資に制限を設けません。
- ②有価証券先物取引等は信託約款の範囲で行います。
- ③スワップ取引は信託約款の範囲で行います。
- ④金利先渡し取引および為替先渡し取引は信託約款の範囲で行います。
- ⑤外国為替予約取引は信託約款の範囲で行います。
- ⑥デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

（3）【運用体制】



①投資環境見通しの策定

各運用部は国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用の指図に関する権限の委託

当ファンドは、日本株式マザーファンド、日本債券マザーファンド、外国株式マザーファンドおよび三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンドを主要投資対象としています。このうち外国株式マザーファンドについては、株式等の運用の指図に関する権限を、JPモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッド（「再委託先」といいます。）に委託しています。

再委託先は与えられた運用の指図に関する権限の範囲内で投資戦略を策定し、ポートフォリオの構築を行います。

※再委託先は、投資判断等の運用の指図およびトレーディング関連業務等に関する権限をJ.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクに、更に委託することができます。

③運用戦略の決定

①で策定された投資環境見通しに沿って、各運用部は運用戦略を決定します。

④運用計画の決定

③で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

⑤ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑥運用部門による自律的な運用管理

委託会社の運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用モニタリング会議を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

再委託先の投資行動については、各運用部の担当ファンドマネジャーが日々再委託先の運用の適切性を確認しています。

⑦管理担当部署による運用管理

委託会社では、運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）が、（a）運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、（b）リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、（a）についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、（b）についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上では是正・改善の検討が行われます。その内容は更に運用部門から再委託先に還元されます。

⑧ファンドに係る法人等の管理

再委託先、受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑨運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html

（4）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（5）【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

三菱UFJ グローバルバランス（積極型）

①株式

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式（株式を組入可能な投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。以下①において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の70以上となる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

三菱UFJ グローバルバランス（安定型）

①株式

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式（株式を組入可能な投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。以下①において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

②外貨建資産

- a. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みま

す。以下②において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の50を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

<ファンド共通>

①新株引受権証券および新株予約権証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

②投資信託証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

③同一銘柄の株式等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. c. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

④同一銘柄の転換社債等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えない

ものとしします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとしします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとしします。

⑥信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとしします。
 - 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券により取得する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券
 - 3. 有償増資により取得する株券
 - 4. 売出しにより取得する株券
 - 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（④に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
 - 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑦外国為替予約取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額としします。

⑧有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

⑨資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとしします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度としします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととしします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度としします。

⑩投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとしします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

⑪有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑫特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

⑬デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑭信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（１）投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

①価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、また、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け株式や公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

②為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の株式や公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

③信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれ

が予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

④流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式や公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

※留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。

（２）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

②リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

③内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

*組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

〔再委託先の管理体制〕

以下は、外国株式マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた、JPモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドにおけるものです。同社においては、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。当該リスク管理には、J. P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インクが運用を行う場合を含みます。



（2025年7月末現在）

- ・インベストメント・ダイレクターは、達成した運用成果や外国株式マザーファンドが取ったリスクが妥当な水準であるか、および外国株式マザーファンドの運用がその投資目標にしたがっているかを定期的にチェックし、必要があれば是正を求めます。
- ・コンプライアンス部門は、取引価格の妥当性、利益相反取引の有無等、有価証券等の取引が適正であるかのチェックを行います。
- ・リスク管理部門は、投資ガイドラインの遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、外国株式マザーファンドのポートフォリオ・マネージャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカーの信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。

〔委託会社における再委託先に対する確認体制〕

委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っています。

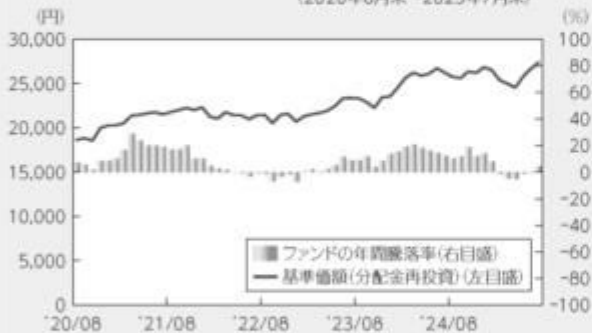
また、再委託先からの定期的なデータ還元を受け、ファンドのリスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しています。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

三菱UFJ グローバルバランス(積極型)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移 (2020年8月末～2025年7月末)



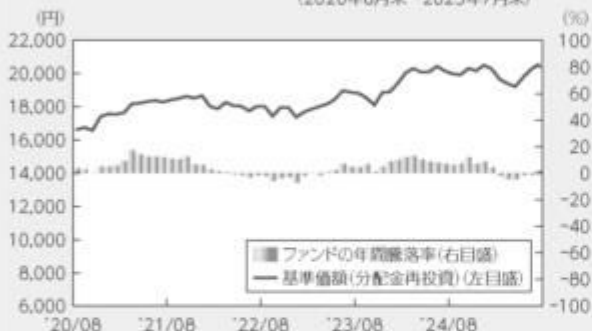
● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 (2020年8月末～2025年7月末)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

三菱UFJ グローバルバランス(安定型)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移 (2020年8月末～2025年7月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 (2020年8月末～2025年7月末)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額（発行価格）×2.2%（税抜 2%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

「三菱UFJ グローバルバランス（積極型）」または「三菱UFJ グローバルバランス（安定型）」のいずれかのファンドを解約した受取金額をもって解約請求受付日当日に他方のファンドの取得申込みを行う場合（「スイッチング」といいます。）、申込手数料はかかりません。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2)【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、解約時に信託財産留保額（当該基準価額の0.3%）が差し引かれます。

※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3)【信託報酬等】

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.782%（税抜1.62%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.84%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.7%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.08%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

外国株式マザーファンドの再委託先が受ける報酬は、当該マザーファンドを投資対象とするファンドの委託会社が、当該ファンドに係る信託報酬のうち委託会社が受ける報酬から、原則として、毎年1月22日および7月22日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）ならびに信託終了のときから3ヵ月以内に支払われ、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、当該マザーファンドの信託財産の純資産総額に年0.45%以内の率を乗じて得た金額とします。

（4）【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（三菱UFJ グローバルバランス（積極型）は、配当控除は適用されません。三菱UFJ グローバルバランス（安定型）は、配当控除の適用があります。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA（少額投資非課税制度）」の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

- ①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。
- ③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は2025年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。)(2024年7月23日～2025年7月22日)における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
三菱UFJ グローバルバランス(積極型)	1.79%	1.78%	0.01%
三菱UFJ グローバルバランス(安定型)	1.79%	1.78%	0.01%

(比率は年率、表示桁数未満四捨五入)

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】**【三菱UFJ グローバルバランス（積極型）】****(1)【投資状況】**

2025年 7月31日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	1,028,861,206	97.03
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	31,445,355	2.97
純資産総額		1,060,306,561	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】**①【投資有価証券の主要銘柄】****a 評価額上位30銘柄**

2025年 7月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	日本株式マザーファンド	58,936,461	6.9810	411,435,435	7.2766	428,857,052	40.45
日本	親投資信託受益証券	日本債券マザーファンド	208,656,079	1.3369	278,952,313	1.3348	278,514,134	26.27
日本	親投資信託受益証券	外国株式マザーファンド	36,880,206	5.7856	213,374,120	5.8601	216,121,695	20.38
日本	親投資信託受益証券	三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド	26,128,481	4.0223	105,096,590	4.0327	105,368,325	9.94

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2025年 7月31日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	97.03
合計	97.03

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および2025年7月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第18計算期間末日 (2016年 7月22日)	1,026,077,768	1,026,077,768	10,285	10,285
第19計算期間末日 (2017年 7月24日)	1,010,019,339	1,074,365,229	10,988	11,688
第20計算期間末日 (2018年 7月23日)	1,009,099,424	1,040,369,746	11,295	11,645
第21計算期間末日 (2019年 7月22日)	917,638,257	917,638,257	10,747	10,747
第22計算期間末日 (2020年 7月22日)	887,943,913	908,131,737	10,996	11,246
第23計算期間末日 (2021年 7月26日)	901,766,552	977,406,635	11,922	12,922
第24計算期間末日 (2022年 7月22日)	953,680,213	953,680,213	11,809	11,809
第25計算期間末日 (2023年 7月24日)	980,775,345	988,479,180	12,731	12,831
第26計算期間末日 (2024年 7月22日)	1,044,590,002	1,059,120,899	14,378	14,578
第27計算期間末日 (2025年 7月22日)	1,038,950,832	1,042,548,623	14,439	14,489
2024年 7月末日	1,032,615,241	—	14,142	—
8月末日	1,016,329,425	—	13,890	—
9月末日	1,010,515,245	—	13,809	—
10月末日	1,037,288,950	—	14,223	—
11月末日	1,030,729,866	—	14,130	—
12月末日	1,047,928,585	—	14,477	—
2025年 1月末日	1,035,577,097	—	14,304	—
2月末日	991,282,584	—	13,693	—
3月末日	974,704,759	—	13,477	—
4月末日	957,112,403	—	13,238	—
5月末日	1,004,651,637	—	13,903	—
6月末日	1,039,344,002	—	14,385	—
7月末日	1,060,306,561	—	14,713	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第18計算期間	0円
第19計算期間	700円
第20計算期間	350円

第21計算期間	0円
第22計算期間	250円
第23計算期間	1,000円
第24計算期間	0円
第25計算期間	100円
第26計算期間	200円
第27計算期間	50円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第18計算期間	△10.44
第19計算期間	13.64
第20計算期間	5.97
第21計算期間	△4.85
第22計算期間	4.64
第23計算期間	17.51
第24計算期間	△0.94
第25計算期間	8.65
第26計算期間	14.50
第27計算期間	0.77

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第18計算期間	96,421,245	119,043,047	997,665,970
第19計算期間	32,782,505	111,221,474	919,227,001
第20計算期間	73,195,538	98,984,762	893,437,777
第21計算期間	48,160,145	87,730,809	853,867,113
第22計算期間	23,708,920	70,063,072	807,512,961
第23計算期間	34,499,913	85,612,039	756,400,835
第24計算期間	77,088,089	25,906,663	807,582,261
第25計算期間	20,708,716	57,907,465	770,383,512
第26計算期間	25,669,312	69,507,970	726,544,854
第27計算期間	22,451,438	29,437,954	719,558,338

【三菱ＵＦＪ グローバルバランス（安定型）】

（１）【投資状況】

2025年 7月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	694,288,889	97.03
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	21,286,785	2.97

純資産総額	715,575,674	100.00
-------	-------------	--------

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位３０銘柄

2025年 7月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	日本債券マザーファンド	253,775,123	1.3370	339,306,085	1.3348	338,739,034	47.34
日本	親投資信託受益証券	日本株式マザーファンド	25,854,508	6.9810	180,491,352	7.2766	188,132,912	26.29
日本	親投資信託受益証券	外国株式マザーファンド	17,591,918	5.7853	101,774,524	5.8601	103,090,398	14.41
日本	親投資信託受益証券	三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド	15,951,235	4.0224	64,162,248	4.0327	64,326,545	8.99

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2025年 7月31日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	97.03
合計	97.03

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および2025年7月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

		純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第18計算期間末日	(2016年 7月22日)	1,345,188,880	1,345,188,880	10,739	10,739
第19計算期間末日	(2017年 7月24日)	999,241,613	1,035,103,159	11,146	11,546
第20計算期間末日	(2018年 7月23日)	912,853,855	928,951,435	11,342	11,542
第21計算期間末日	(2019年 7月22日)	853,850,082	853,850,082	11,036	11,036
第22計算期間末日	(2020年 7月22日)	807,548,775	814,769,018	11,185	11,285
第23計算期間末日	(2021年 7月26日)	757,426,668	802,658,069	11,722	12,422
第24計算期間末日	(2022年 7月22日)	738,350,117	738,350,117	11,511	11,511
第25計算期間末日	(2023年 7月24日)	748,816,490	751,928,754	12,030	12,080
第26計算期間末日	(2024年 7月22日)	744,153,630	749,931,207	12,880	12,980

第27計算期間末日	(2025年 7月22日)	708,828,170	708,828,170	12,825	12,825
	2024年 7月末日	739,245,819	—	12,723	—
	8月末日	730,860,584	—	12,618	—
	9月末日	725,898,882	—	12,581	—
	10月末日	724,620,488	—	12,827	—
	11月末日	717,278,042	—	12,735	—
	12月末日	727,598,953	—	12,945	—
	2025年 1月末日	717,547,948	—	12,807	—
	2月末日	692,275,495	—	12,415	—
	3月末日	683,068,141	—	12,248	—
	4月末日	677,097,459	—	12,130	—
	5月末日	694,963,844	—	12,482	—
	6月末日	708,884,897	—	12,794	—
	7月末日	715,575,674	—	12,977	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第18計算期間	0円
第19計算期間	400円
第20計算期間	200円
第21計算期間	0円
第22計算期間	100円
第23計算期間	700円
第24計算期間	0円
第25計算期間	50円
第26計算期間	100円
第27計算期間	0円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第18計算期間	△5.23
第19計算期間	7.51
第20計算期間	3.55
第21計算期間	△2.69
第22計算期間	2.25
第23計算期間	11.05
第24計算期間	△1.80
第25計算期間	4.94
第26計算期間	7.89
第27計算期間	△0.42

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第18計算期間	77,469,084	132,758,208	1,252,657,919
第19計算期間	30,735,950	386,855,211	896,538,658
第20計算期間	50,639,800	142,299,424	804,879,034
第21計算期間	35,373,020	66,568,031	773,684,023
第22計算期間	22,489,898	74,149,556	722,024,365
第23計算期間	23,659,658	99,521,149	646,162,874
第24計算期間	47,483,859	52,218,227	641,428,506
第25計算期間	16,778,671	35,754,317	622,452,860
第26計算期間	17,480,856	62,176,004	577,757,712
第27計算期間	16,069,396	41,123,547	552,703,561

（参考）

日本株式マザーファンド

投資状況

2025年 7月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
株式	日本	2,627,881,750	97.55
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	65,946,566	2.45
純資産総額		2,693,828,316	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

2025年 7月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	74,200	2,000.00	148,400,000	2,110.50	156,599,100	5.81
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	4,000	27,485.00	109,940,000	27,330.00	109,320,000	4.06
日本	株式	日立製作所	電気機器	22,700	4,410.00	100,107,000	4,697.00	106,621,900	3.96
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	28,900	3,539.00	102,277,100	3,682.00	106,409,800	3.95
日本	株式	古河電気工業	非鉄金属	10,500	7,697.00	80,818,500	9,195.00	96,547,500	3.58
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	6,800	11,550.00	78,540,000	11,810.00	80,308,000	2.98
日本	株式	川崎重工業	輸送用機器	6,300	10,355.00	65,236,500	11,120.00	70,056,000	2.60
日本	株式	FOOD & LIFE COMPANIE	小売業	9,000	7,334.00	66,006,000	7,636.00	68,724,000	2.55
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	10,900	5,895.00	64,255,500	6,124.00	66,751,600	2.48
日本	株式	アシックス	その他製品	18,600	3,499.00	65,081,400	3,568.00	66,364,800	2.46
日本	株式	三井物産	卸売業	20,300	3,030.00	61,509,000	3,100.00	62,930,000	2.34

日本	株式	レゾナック・ホールディングス	化学	17,100	3,605.00	61,645,500	3,664.00	62,654,400	2.33
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	21,800	2,496.50	54,423,700	2,696.50	58,783,700	2.18
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	15,200	3,637.00	55,282,400	3,855.00	58,596,000	2.18
日本	株式	メイコー	電気機器	7,200	6,820.00	49,104,000	7,510.00	54,072,000	2.01
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	1,100	44,440.00	48,884,000	46,380.00	51,018,000	1.89
日本	株式	MARUWA	ガラス・土石製品	1,100	48,890.00	53,779,000	45,940.00	50,534,000	1.88
日本	株式	第一三共	医薬品	13,400	3,494.00	46,819,600	3,720.00	49,848,000	1.85
日本	株式	日東紡績	ガラス・土石製品	7,400	6,650.00	49,210,000	6,700.00	49,580,000	1.84
日本	株式	トリケミカル研究所	化学	14,200	3,355.00	47,641,000	3,455.00	49,061,000	1.82
日本	株式	デクセリアルズ	化学	22,300	2,143.00	47,788,900	2,197.50	49,004,250	1.82
日本	株式	Sansan	情報・通信業	25,000	1,972.00	49,300,000	1,927.00	48,175,000	1.79
日本	株式	イビデン	電気機器	7,400	6,249.00	46,242,600	6,460.00	47,804,000	1.77
日本	株式	三菱重工業	機械	12,900	3,410.00	43,989,000	3,630.00	46,827,000	1.74
日本	株式	スズキ	輸送用機器	27,900	1,635.00	45,616,500	1,666.50	46,495,350	1.73
日本	株式	ディスコ	機械	1,000	43,340.00	43,340,000	45,550.00	45,550,000	1.69
日本	株式	富士電機	電気機器	5,700	6,838.00	38,976,600	7,577.00	43,188,900	1.60
日本	株式	丸紅	卸売業	13,800	2,950.00	40,710,000	3,113.00	42,959,400	1.59
日本	株式	アドバンテスト	電気機器	4,000	11,345.00	45,380,000	10,350.00	41,400,000	1.54
日本	株式	トライアルホールディングス	小売業	16,400	2,413.00	39,573,200	2,383.00	39,081,200	1.45

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2025年 7月31日現在

種類	業種	投資比率（％）
株式	食料品	1.17
	化学	7.92
	医薬品	3.68
	ガラス・土石製品	3.72
	非鉄金属	3.58
	機械	5.24
	電気機器	22.40
	輸送用機器	7.81
	精密機器	3.02
	その他製品	3.35
	情報・通信業	8.40
	卸売業	4.90
	小売業	6.65
	銀行業	7.99
	保険業	3.42
	不動産業	0.92
	サービス業	3.38
	小計	97.55
合計		97.55

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

日本債券マザーファンド

投資状況

2025年 7月31日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
国債証券	日本	4,178,785,500	52.68
社債券	日本	3,472,441,000	43.77
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	281,859,718	3.55
純資産総額		7,933,086,218	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄
a 評価額上位 30 銘柄

2025年 7月31日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第166回利付国債 (20年)	230,000,000	85.96	197,712,600	85.62	196,946,700	0.700000	2038/9/20	2.48
日本	国債証券	第143回利付国債 (20年)	140,000,000	102.55	143,574,200	102.08	142,916,200	1.600000	2033/3/20	1.80
日本	国債証券	第148回利付国債 (20年)	140,000,000	101.16	141,626,800	100.69	140,968,800	1.500000	2034/3/20	1.78
日本	国債証券	第186回利付国債 (20年)	150,000,000	86.75	130,126,500	86.60	129,903,000	1.500000	2043/9/20	1.64
日本	国債証券	第183回利付国債 (20年)	150,000,000	86.55	129,826,500	86.40	129,610,500	1.400000	2042/12/20	1.63
日本	国債証券	第153回利付国債 (20年)	130,000,000	98.14	127,591,100	97.73	127,050,300	1.300000	2035/6/20	1.60
日本	国債証券	第178回利付国債 (5年)	120,000,000	100.02	120,026,400	99.71	119,655,600	1.000000	2030/3/20	1.51
日本	国債証券	第5回利付国債（40年）	140,000,000	82.55	115,581,200	82.56	115,593,800	2.000000	2052/3/20	1.46
日本	国債証券	第145回利付国債 (20年)	110,000,000	103.16	113,480,400	102.75	113,025,000	1.700000	2033/6/20	1.42
日本	国債証券	第60回利付国債 (30年)	160,000,000	68.80	110,094,400	68.82	110,124,800	0.900000	2048/9/20	1.39
日本	国債証券	第160回利付国債 (20年)	120,000,000	89.27	107,125,200	88.86	106,635,600	0.700000	2037/3/20	1.34
日本	国債証券	第140回利付国債 (20年)	100,000,000	103.43	103,433,000	102.98	102,982,000	1.700000	2032/9/20	1.30
日本	社債券	第14回住友信託銀行劣後特約付	100,000,000	101.02	101,028,000	100.91	100,918,000	2.159000	2026/9/28	1.27

日本	社債券	第３回東急不動産 ホールディングス利 払繰延・期限前償還 条項付	100,000,000	100.34	100,349,000	100.18	100,181,000	2.208000	2060/3/12	1.26
日本	社債券	第９回三井住友トラ ストグループ永久債 任意償還条項付	100,000,000	100.33	100,338,000	100.10	100,109,000	2.274000	9999/99/99	1.26
日本	社債券	第１２回ロイズ・パ ンキン・グループ 期限前償還条項付	100,000,000	100.09	100,094,000	100.04	100,044,000	1.377000	2027/12/1	1.26
日本	社債券	第２３回みずほフィ ナンシャルグループ 永久債任意償還条項 付	100,000,000	100.00	100,000,000	99.95	99,950,000	2.273000	9999/99/99	1.26
日本	社債券	第１７回武田薬品工 業	100,000,000	100.23	100,237,000	99.89	99,891,000	1.599000	2030/6/12	1.26
日本	社債券	第２４回ビー・ ビー・シー・イー・ エス・エー期限前償 還条項付	100,000,000	100.04	100,046,000	99.86	99,865,000	1.613000	2028/12/19	1.26
日本	社債券	第２５回イオンフィ ナンシャルサービス	100,000,000	100.16	100,162,000	99.83	99,838,000	1.725000	2030/2/27	1.26
日本	社債券	第２１回みずほフィ ナンシャルグループ 永久債任意償還条項 付	100,000,000	100.05	100,057,000	99.82	99,829,000	2.164000	9999/99/99	1.26
日本	社債券	第１８回クレディ・ アグリコル・エス・ エー（２０２５）	100,000,000	99.91	99,914,000	99.82	99,820,000	1.562000	2029/1/17	1.26
日本	社債券	第１回日本生命第９ 回劣後ローン利払繰 延・期限前償還条項 付	100,000,000	99.88	99,880,000	99.76	99,760,000	1.824000	2054/8/2	1.26
日本	社債券	第２１回クレディ・ アグリコル・エス・ エー（２０２５）	100,000,000	99.85	99,856,000	99.75	99,750,000	1.552000	2029/6/5	1.26
日本	社債券	第３４回ＳＢＩホー ルディングス	100,000,000	99.73	99,739,000	99.69	99,693,000	0.950000	2026/6/5	1.26
日本	社債券	第１９回みずほフィ ナンシャルグループ 永久債任意償還条項 付	100,000,000	99.80	99,804,000	99.59	99,596,000	2.036000	9999/99/99	1.26
日本	社債券	第２７回アサヒグ ループホールディン グス	100,000,000	99.87	99,875,000	99.53	99,537,000	1.329000	2030/5/2	1.25
日本	社債券	第１０回ロイズ・パ ンキン・グループ 期限前償還条項付	100,000,000	99.59	99,591,000	99.52	99,527,000	1.247000	2028/5/26	1.25
日本	社債券	第３０回ＪＥＲＡ	100,000,000	99.69	99,698,000	99.49	99,492,000	1.125000	2028/4/25	1.25
日本	社債券	第４１回ＳＢＩホー ルディングス	100,000,000	99.63	99,631,000	99.46	99,460,000	1.450000	2028/1/21	1.25

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2025年 7月31日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	52.68
社債券	43.77
合計	96.45

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

外国株式マザーファンド

投資状況

2025年 7月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
株式	アメリカ	25,341,063,854	67.18
	オランダ	1,805,772,497	4.79
	フランス	1,801,266,417	4.77
	イギリス	1,626,336,508	4.31
	ドイツ	1,514,560,806	4.01
	香港	797,587,533	2.11
	台湾	667,445,625	1.77
	スイス	625,454,640	1.66
	デンマーク	405,107,569	1.07
	スウェーデン	375,923,144	1.00
	シンガポール	273,325,467	0.72
	アイルランド	268,285,098	0.71
小計		35,502,129,158	94.11
投資証券	アメリカ	906,303,258	2.40
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	1,315,164,469	3.49
純資産総額		37,723,596,885	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

2025年 7月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (％)
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	36,029	76,197.86	2,745,332,820	76,672.92	2,762,448,764	7.32
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	65,848	34,273.58	2,256,847,321	34,388.08	2,264,386,562	6.00
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	65,068	25,602.45	1,665,900,750	26,781.14	1,742,595,562	4.62
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	41,688	31,742.38	1,323,276,637	31,229.97	1,301,915,385	3.45
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	10,692	106,509.09	1,138,795,237	103,857.42	1,110,443,555	2.94
アメリカ	投資証券	AMERICAN TOWER CORP	—	22,431	33,836.83	758,994,046	31,183.66	699,480,870	1.85

アメリカ	株式	SCHWAB (CHARLES) CORP	金融サービス	47,264	14,378.78	679,599,012	14,725.37	695,979,996	1.84
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	27,800	24,553.74	682,593,983	24,986.97	694,637,805	1.84
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	115,000	5,778.75	664,556,250	5,803.87	667,445,625	1.77
アメリカ	株式	INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	金融サービス	23,373	27,011.20	631,332,915	27,747.69	648,546,959	1.72
アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	37,132	16,141.58	599,369,501	16,716.74	620,726,027	1.65
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	85,122	7,093.03	603,773,513	7,164.74	609,877,373	1.62
アメリカ	株式	LOWE'S COS INC	一般消費財・サービス流通・小売り	16,799	33,237.55	558,357,676	33,975.76	570,758,922	1.51
アメリカ	株式	WELLS FARGO & CO	銀行	46,690	12,053.84	562,794,040	12,217.11	570,417,062	1.51
アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	金融サービス	6,653	82,859.16	551,262,015	83,525.44	555,694,772	1.47
オランダ	株式	FERROVIAL SE	資本財	68,374	7,738.38	529,104,677	7,748.63	529,805,169	1.40
アメリカ	株式	WALT DISNEY CO/THE	メディア・娯楽	29,452	18,052.28	531,675,975	17,858.08	525,956,190	1.39
ドイツ	株式	SIEMENS AG-REG	資本財	12,769	38,341.91	489,587,880	39,093.21	499,181,230	1.32
アメリカ	株式	FIDELITY NATIONAL INFO SERV	金融サービス	40,277	11,963.15	481,839,841	12,046.80	485,209,350	1.29
アメリカ	株式	ACCENTURE PLC-CL A	ソフトウェア・サービス	11,661	42,119.83	491,159,424	40,932.86	477,318,081	1.27
アメリカ	株式	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6,332	60,493.98	383,047,923	71,300.85	451,477,040	1.20
アメリカ	株式	BURLINGTON STORES INC	一般消費財・サービス流通・小売り	10,188	40,919.41	416,886,999	41,959.16	427,480,017	1.13
アメリカ	株式	BAKER HUGHES CO	エネルギー	62,326	5,953.19	371,038,613	6,801.72	423,924,418	1.12
スイス	株式	UBS GROUP AG-REG	金融サービス	74,352	5,354.35	398,107,314	5,684.87	422,681,840	1.12
フランス	株式	SANOFI	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	28,775	14,052.72	404,367,162	14,602.54	420,188,089	1.11
オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	3,860	106,565.07	411,341,190	107,145.62	413,582,113	1.10
アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	14,608	27,614.74	403,396,143	28,281.02	413,129,153	1.10
アメリカ	株式	INGERSOLL-RAND INC	資本財	32,161	12,532.32	403,052,171	12,811.68	412,036,646	1.09
香港	株式	AIA GROUP LTD	保険	283,800	1,319.03	374,342,700	1,412.23	400,792,293	1.06
イギリス	株式	BARCLAYS PLC	銀行	539,267	698.29	376,568,549	742.23	400,264,190	1.06

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2025年 7月31日現在

種類	業種	投資比率（％）
株式	エネルギー	3.30
	素材	1.86

資本財	10.84
耐久消費財・アパレル	1.02
消費者サービス	3.21
メディア・娯楽	5.39
一般消費財・サービス流通・小売り	8.65
食品・飲料・タバコ	2.19
ヘルスケア機器・サービス	1.05
医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.86
銀行	5.61
金融サービス	8.65
保険	3.81
ソフトウェア・サービス	11.29
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.95
電気通信サービス	0.88
公益事業	3.91
半導体・半導体製造装置	10.65
小計	94.11
投資証券	—
合計	96.51

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

三菱ＵＦＪ 海外債券アクティブマザーファンド

投資状況

2025年 7月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	9,135,647,859	19.11
	スペイン	3,953,532,314	8.27
	イタリア	3,278,411,558	6.86
	イギリス	3,134,241,242	6.56
	フランス	2,820,878,765	5.90
	ドイツ	2,796,121,949	5.85
	メキシコ	2,279,405,486	4.77
	中国	1,134,793,455	2.37
	オーストラリア	1,064,616,086	2.23
	カナダ	914,926,592	1.91

	ポーランド	798,857,256	1.67
	オランダ	668,057,469	1.40
	ベルギー	667,483,606	1.40
	ポルトガル	286,572,664	0.60
	アイルランド	209,204,756	0.44
	マレーシア	199,335,511	0.42
	シンガポール	191,847,409	0.40
	ニュージーランド	166,989,816	0.35
	イスラエル	110,991,028	0.23
	スウェーデン	88,567,841	0.19
	ノルウェー	75,020,682	0.16
	小計	33,975,503,344	71.08
特殊債券	アメリカ	9,803,445,072	20.51
社債券	アメリカ	150,267,717	0.31
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	3,867,363,187	8.10
純資産総額		47,796,579,320	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

2025年 7月31日現在
(単位：円)

資産の種類	建別	国／地域	時価合計	投資比率（％）
債券先物取引	買建	アメリカ	994,937,400	2.08
	買建	オーストラリア	876,221,194	1.83

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

2025年 7月31日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (％)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (％)
アメリカ	国債証券	3.5 T-NOTE 330215	16,000,000	14,160.40	2,265,664,846	14,272.87	2,283,659,581	3.500000	2033/2/15	4.78
スペイン	国債証券	0.8 SPAIN GOVT 290730	11,800,000	15,935.97	1,880,444,992	16,025.83	1,891,048,891	0.800000	2029/7/30	3.96
メキシコ	国債証券	7.5 MEXICAN BONOS 330526	215,000,000	718.67	1,545,144,837	720.42	1,548,922,837	7.500000	2033/5/26	3.24
アメリカ	国債証券	4.25 T-NOTE 341115	9,500,000	14,713.64	1,397,796,479	14,839.79	1,409,780,599	4.250000	2034/11/15	2.95
イタリア	国債証券	3.65 ITALY GOVT 350801	8,100,000	16,930.98	1,371,409,531	17,295.05	1,400,899,241	3.650000	2035/8/1	2.93
アメリカ	国債証券	3 T-BOND 441115	12,000,000	11,341.04	1,360,925,393	11,356.55	1,362,786,928	3.000000	2044/11/15	2.85
イタリア	国債証券	4.4 ITALY GOVT 330501	7,300,000	18,673.22	1,363,145,060	18,525.86	1,352,388,479	4.400000	2033/5/1	2.83
アメリカ	特殊債券	5.5 G2 MB036 5505 MB0366	8,954,565.12	14,835.92	1,328,492,198	14,906.16	1,334,781,807	5.500000	2055/5/20	2.79

アメリカ	特殊債券	5.5 G2 MB030 5504 MB0308	8,918,369.91	14,852.35	1,324,587,851	14,906.16	1,329,386,491	5.500000	2055/4/20	2.78
アメリカ	特殊債券	0.875 IBRD 300514	10,000,000	12,477.04	1,247,704,951	12,936.05	1,293,605,357	0.875000	2030/5/14	2.71
フランス	国債証券	2.75 O.A.T 300225	7,500,000	17,203.88	1,290,291,158	17,201.00	1,290,075,629	2.750000	2030/2/25	2.70
ドイツ	国債証券	2.2 SCHATS 270311	7,300,000	17,150.13	1,251,959,490	17,152.88	1,252,160,297	2.200000	2027/3/11	2.62
アメリカ	国債証券	4.125 T-NOTE 310731	8,000,000	14,774.67	1,181,973,680	14,989.47	1,199,158,203	4.125000	2031/7/31	2.51
スペイン	国債証券	0.7 SPAIN GOVT 320430	8,000,000	14,900.49	1,192,039,900	14,860.16	1,188,813,148	0.700000	2032/4/30	2.49
イギリス	国債証券	0.625 GILT 350731	7,500,000	13,530.33	1,014,774,838	13,553.54	1,016,516,165	0.625000	2035/7/31	2.13
オーストラリア	国債証券	4.5 AUST GOVT 330421	9,700,000	9,831.34	953,640,268	9,939.62	964,143,355	4.500000	2033/4/21	2.02
フランス	国債証券	4.75 O.A.T 350425	5,000,000	18,939.59	946,979,500	19,099.71	954,985,882	4.750000	2035/4/25	2.00
アメリカ	特殊債券	6 G2 MB0486 5507 MB0486	6,000,000	15,144.41	908,664,675	15,163.16	909,790,057	6.000000	2055/7/20	1.90
アメリカ	特殊債券	6 G2 MB0425 5506 MB0425	5,986,158.42	15,133.20	905,897,744	15,150.81	906,951,796	6.000000	2055/6/20	1.90
アメリカ	特殊債券	5.5 G2 MB025 5503 MB0259	5,946,632.82	14,937.50	888,278,640	14,906.16	886,414,605	5.500000	2055/3/20	1.85
アメリカ	特殊債券	5.5 G2 MA996 5410 MA9965	5,757,640.86	14,916.59	858,843,765	14,911.02	858,523,530	5.500000	2054/10/20	1.80
カナダ	国債証券	2.75 CAN GOVT 330601	8,200,000	10,510.99	861,901,774	10,354.70	849,085,885	2.750000	2033/6/1	1.78
アメリカ	特殊債券	6 G2 MA9966 5410 MA9966	5,394,967.5	15,104.82	814,900,285	15,150.81	817,381,553	6.000000	2054/10/20	1.71
イギリス	国債証券	4.625 GILT 340131	4,000,000	20,135.20	805,408,047	20,023.06	800,922,478	4.625000	2034/1/31	1.68
ポーランド	国債証券	2.75 POLAND 291025	21,500,000	3,641.98	783,026,989	3,715.61	798,857,256	2.750000	2029/10/25	1.67
アメリカ	国債証券	4.625 T-BOND 550215	5,500,000	15,421.21	848,167,094	14,299.42	786,468,323	4.625000	2055/2/15	1.65
ドイツ	国債証券	0 BUND 320215	5,000,000	14,729.91	736,495,975	14,621.54	731,077,463	0.000000	2032/2/15	1.53
アメリカ	国債証券	3.125 T-BOND 440815	6,000,000	11,867.61	712,056,697	11,627.91	697,674,647	3.125000	2044/8/15	1.46
オランダ	国債証券	2.5 NETH GOVT 340715	4,000,000	16,761.46	670,458,412	16,701.43	668,057,469	2.500000	2034/7/15	1.40
ベルギー	国債証券	2.85 BEL GOVT 341022	4,000,000	16,770.63	670,825,524	16,687.09	667,483,606	2.850000	2034/10/22	1.40

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2025年 7月31日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	71.08
特殊債券	20.51
社債券	0.31
合計	91.91

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

2025年 7月31日現在

資産の種類	地域	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額	簿価金額（円）	評価金額	評価金額（円）	投資比率（％）
-------	----	------	-------	----	----	----	------	---------	------	---------	---------

債券先 物取引	アメリ カ	シカゴ商品 取引所	NOTE10Y 2509	買建	60	アメリカ ドル	6,727,887.2	1,005,079,069	6,660,000	994,937,400	2.08
	オース トラリ ア	シドニー先 物取引所	AUST10Y 2509	買建	80	オースト ラリアド ル	9,162,662.4	881,631,375	9,106,435.2	876,221,194	1.83

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

《参考情報》

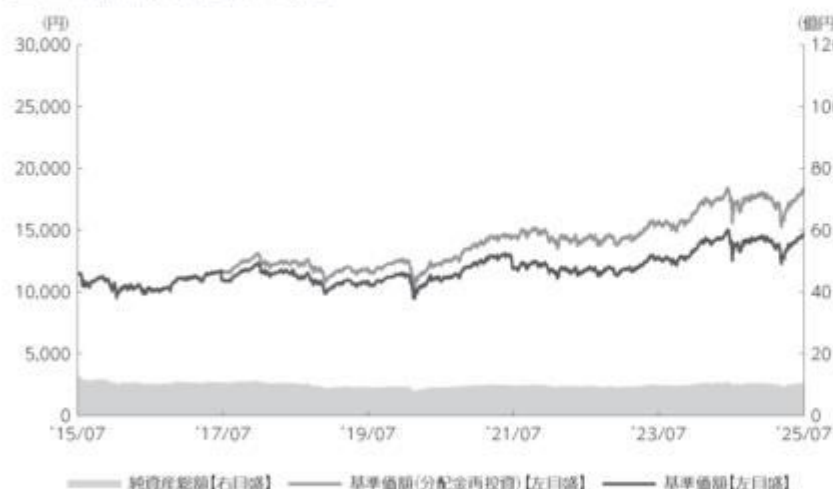


運用実績

2025年7月31日現在

三菱UFJ グローバルバランス(積極型)

■基準価額・純資産の推移 2015年7月31日～2025年7月31日



- ・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	14,713円
純資産総額	10.6億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て。

■分配の推移

2025年7月	50円
2024年7月	200円
2023年7月	100円
2022年7月	0円
2021年7月	1,000円
2020年7月	250円
設定来累計	7,200円

・分配金は1万口当たり、税引前

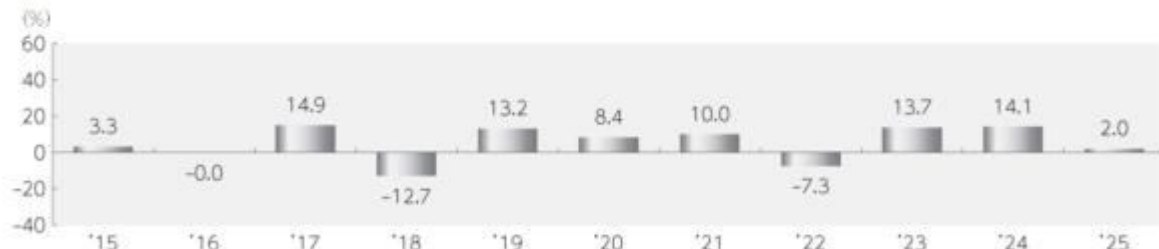
■主要な資産の状況

資産別構成	比率	組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	種類	業種／種別	国・地域	比率
国内株式	39.5%	1 円	69.8%	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	銀行業	日本	2.4%
国内債券	25.3%	2 アメリカドル	19.2%	東京エレクトロン	株式	電気機器	日本	1.6%
外国株式	19.7%	3 ユーロ	6.2%	日立製作所	株式	電気機器	日本	1.6%
外国債券	9.1%	4 イギリスポンド	1.4%	ソニーグループ	株式	電気機器	日本	1.6%
		5 メキシコペソ	0.5%	MICROSOFT CORP	株式	ソフトウェア・サービス	アメリカ	1.5%
		6 香港ドル	0.4%	第166回利付国債(20年)	債券	国債	日本	0.7%
		7 ニュー台湾ドル	0.4%	3.5 T-NOTE 330215	債券	国債	アメリカ	0.5%
		8 スイスフラン	0.3%	第143回利付国債(20年)	債券	国債	日本	0.5%
		9 オーストラリアドル	0.3%	第148回利付国債(20年)	債券	国債	日本	0.5%
		10 中国元	0.2%	第186回利付国債(20年)	債券	国債	日本	0.4%
コールローン他 (負債控除後)	6.4%							
合計	100.0%							

その他資産の状況	比率
債券先物取引（買建）	0.4%

- ・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・投資信託証券(リートを含む)の組入れがある場合、株式に含めて表示
- ・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- ・国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの
- ・外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
- ・「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

■年間収益率の推移

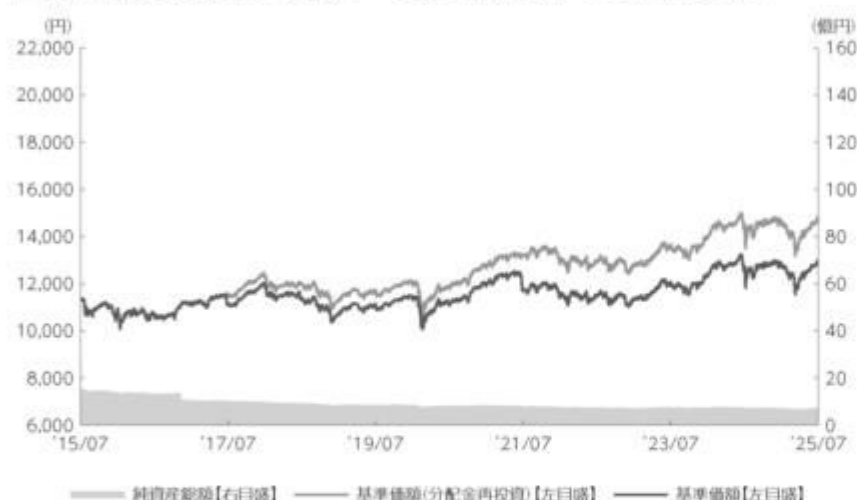


- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2025年は年初から7月31日までの収益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

三菱UFJ グローバルバランス(安定型)

■基準価額・純資産の推移 2015年7月31日～2025年7月31日



- ・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	12,977円
純資産総額	7.1億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2025年7月	0円
2024年7月	100円
2023年7月	50円
2022年7月	0円
2021年7月	700円
2020年7月	100円
設定来累計	5,200円

・分配金は1万口当たり、税引前

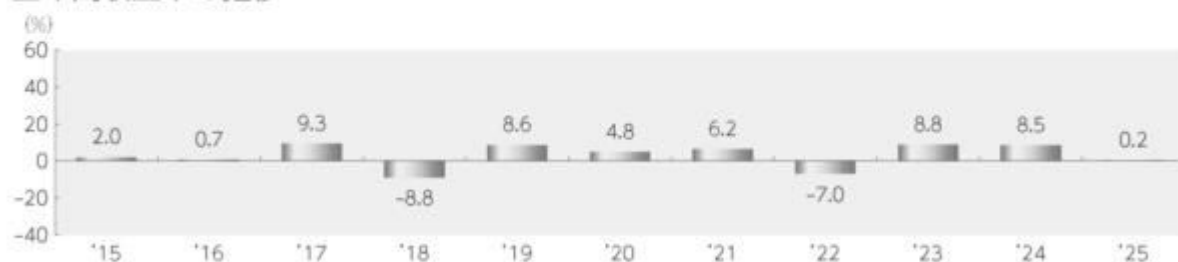
■主要な資産の状況

資産別構成	比率	組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	種類	業種／種別	国・地域	比率
国内株式	25.6%	1 円	76.7%	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	銀行業	日本	1.5%
国内債券	45.7%	2 アメリカドル	14.5%	東京エレクトロン	株式	電気機器	日本	1.1%
外国株式	13.9%	3 ユーロ	5.0%	MICROSOFT CORP	株式	ソフトウェア・サービス	アメリカ	1.1%
外国債券	8.3%	4 イギリスポンド	1.1%	日立製作所	株式	電気機器	日本	1.0%
		5 メキシコペソ	0.4%	ソニーグループ	株式	電気機器	日本	1.0%
		6 香港ドル	0.3%	第166回利付国債(20年)	債券	国債	日本	1.2%
		7 オーストラリアドル	0.3%	第143回利付国債(20年)	債券	国債	日本	0.9%
コールローン他		8 ニュー台湾ドル	0.3%	第148回利付国債(20年)	債券	国債	日本	0.8%
(負債控除後)	6.5%	9 スイスフラン	0.2%	第186回利付国債(20年)	債券	国債	日本	0.8%
合計	100.0%	10 中国元	0.2%	第183回利付国債(20年)	債券	国債	日本	0.8%

その他資産の状況	比率
債券先物取引(買建)	0.4%

- ・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・投資信託証券(リートを含む)の組入れがある場合、株式に含めて表示
- ・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- ・国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの
- ・外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
- ・「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

■年間収益率の推移



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2025年は年初から7月31日までの収益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

販売会社が定める単位

③申込価額

取得申込受付日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑥申込手数料

申込価額（発行価格）×2.2%（税抜 2%）を上限として販売会社が定める手数料率

スイッチングの際には申込手数料はかかりません。

再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②解約単位

1口単位

③解約価額

解約請求受付日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

④信託財産留保額

解約請求受付日の基準価額に0.3%をかけた額

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】**（1）【資産の評価】****①基準価額の算出方法**

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価

します。

- ・ 転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

- ・ 公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

- ・ マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

- ・ 投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・ 外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

- ・ 外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

- ・ 市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限（1998年12月2日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

（4）【計算期間】

毎年7月23日から翌年7月22日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・各ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

②信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

④異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（１ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。

⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

委託会社と再委託先との間で締結された契約は、契約締結の日から1年間とし、期間満了の6ヵ月前までに相手方に対し書面による契約終了の申し出がない限り、1年間自動的に延長されるものとし、その後もまた同様とします。

⑥運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2024年7月23日から2025年7月22日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【三菱UFJ グローバルバランス（積極型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第26期 [2024年 7月22日現在]	第27期 [2025年 7月22日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	41,110,185	39,685,327
親投資信託受益証券	1,009,581,990	1,008,119,165
未収入金	17,563,271	3,675,928
未収利息	72	504
流動資産合計	1,068,255,518	1,051,480,924
資産合計	1,068,255,518	1,051,480,924
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	14,530,897	3,597,791
未払解約金	119	101,267
未払受託者報酬	450,092	435,137
未払委託者報酬	8,664,212	8,376,382
その他未払費用	20,196	19,515
流動負債合計	23,665,516	12,530,092
負債合計	23,665,516	12,530,092
純資産の部		
元本等		
元本	726,544,854	719,558,338
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	318,045,148	319,392,494
（分配準備積立金）	292,585,275	285,998,924
元本等合計	1,044,590,002	1,038,950,832
純資産合計	1,044,590,002	1,038,950,832
負債純資産合計	1,068,255,518	1,051,480,924

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第26期 自 2023年 7月25日 至 2024年 7月22日	第27期 自 2024年 7月23日 至 2025年 7月22日
営業収益		
受取利息	8,075	106,588
有価証券売買等損益	154,966,106	25,690,955
営業収益合計	154,974,181	25,797,543
営業費用		
支払利息	5,781	-
受託者報酬	880,317	888,221
委託者報酬	16,945,925	17,098,267
その他費用	39,497	39,839
営業費用合計	17,871,520	18,026,327
営業利益又は営業損失（△）	137,102,661	7,771,216
経常利益又は経常損失（△）	137,102,661	7,771,216
当期純利益又は当期純損失（△）	137,102,661	7,771,216
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	5,174,403	△760,060
期首剰余金又は期首欠損金（△）	210,391,833	318,045,148
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,054,089	9,169,370
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,054,089	9,169,370
剰余金減少額又は欠損金増加額	18,798,135	12,755,509
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	18,798,135	12,755,509
分配金	14,530,897	3,597,791
期末剰余金又は期末欠損金（△）	318,045,148	319,392,494

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第26期 [2024年 7月22日現在]	第27期 [2025年 7月22日現在]
1. 期首元本額	770,383,512円	726,544,854円
期中追加設定元本額	25,669,312円	22,451,438円
期中一部解約元本額	69,507,970円	29,437,954円
2. 受益権の総数	726,544,854口	719,558,338口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第26期 自 2023年 7月25日 至 2024年 7月22日	第27期 自 2024年 7月23日 至 2025年 7月22日																																																												
1. 運用に係る権限を委託するための費用 「外国株式マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、親投資信託の純資産総額に親投資信託の受益権総口数に占める当投資信託に属する受益権口数の割合に乗じて得た額に対し年10,000分の45の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 2. 分配金の計算過程 <table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>14,015,116円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>117,913,142円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>157,389,873円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>175,187,914円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>464,506,045円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>726,544,854口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>6,393円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>200円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>14,530,897円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	14,015,116円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	117,913,142円	収益調整金額	C	157,389,873円	分配準備積立金額	D	175,187,914円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	464,506,045円	当ファンドの期末残存口数	F	726,544,854口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,393円	1万口当たり分配金額	H	200円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	14,530,897円	1. 運用に係る権限を委託するための費用 「外国株式マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年10,000分の45以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 2. 分配金の計算過程 <table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>5,558,813円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>2,972,463円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>164,729,284円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>281,065,439円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>454,325,999円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>719,558,338口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>6,313円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>50円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>3,597,791円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	5,558,813円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2,972,463円	収益調整金額	C	164,729,284円	分配準備積立金額	D	281,065,439円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	454,325,999円	当ファンドの期末残存口数	F	719,558,338口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,313円	1万口当たり分配金額	H	50円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,597,791円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	14,015,116円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	117,913,142円																																																											
収益調整金額	C	157,389,873円																																																											
分配準備積立金額	D	175,187,914円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	464,506,045円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	726,544,854口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,393円																																																											
1万口当たり分配金額	H	200円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	14,530,897円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	5,558,813円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2,972,463円																																																											
収益調整金額	C	164,729,284円																																																											
分配準備積立金額	D	281,065,439円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	454,325,999円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	719,558,338口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,313円																																																											
1万口当たり分配金額	H	50円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,597,791円																																																											

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第26期 自 2023年 7月25日 至 2024年 7月22日	第27期 自 2024年 7月23日 至 2025年 7月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第26期 [2024年 7月22日現在]	第27期 [2025年 7月22日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第26期 [2024年 7月22日現在]	第27期 [2025年 7月22日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	136,492,308	37,339,707
合計	136,492,308	37,339,707

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第26期 [2024年 7月22日現在]	第27期 [2025年 7月22日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.4378円 (14,378円)	1.4439円 (14,439円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

- (1) 株式
- 該当事項はありません。
- (2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド	25,821,421	103,864,083	
	日本株式マザーファンド	59,783,689	417,349,932	
	日本債券マザーファンド	204,101,405	272,903,988	
	外国株式マザーファンド	36,990,504	214,001,162	
合計		326,697,019	1,008,119,165	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱UFJ グローバルバランス（安定型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第26期 〔 2024年 7月22日現在 〕	第27期 〔 2025年 7月22日現在 〕
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	29,191,970	27,131,437
親投資信託受益証券	718,985,493	687,760,359
未収入金	8,365,551	80,766
未収利息	51	344
流動資産合計	756,543,065	714,972,906
資産合計	756,543,065	714,972,906
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	5,777,577	-
未払解約金	29	100
未払受託者報酬	325,789	302,770
未払委託者報酬	6,271,437	5,828,297
その他未払費用	14,603	13,569
流動負債合計	12,389,435	6,144,736
負債合計	12,389,435	6,144,736
純資産の部		
元本等		
元本	577,757,712	552,703,561
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	166,395,918	156,124,609
（分配準備積立金）	137,673,909	128,173,766
元本等合計	744,153,630	708,828,170
純資産合計	744,153,630	708,828,170
負債純資産合計	756,543,065	714,972,906

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第26期 自 2023年 7月25日 至 2024年 7月22日	第27期 自 2024年 7月23日 至 2025年 7月22日
営業収益		
受取利息	5,870	76,004
有価証券売買等損益	69,358,258	8,736,174
営業収益合計	69,364,128	8,812,178
営業費用		
支払利息	4,433	-
受託者報酬	651,976	623,891
委託者報酬	12,550,461	12,009,857
その他費用	29,226	27,962
営業費用合計	13,236,096	12,661,710
営業利益又は営業損失（△）	56,128,032	△3,849,532
経常利益又は経常損失（△）	56,128,032	△3,849,532
当期純利益又は当期純損失（△）	56,128,032	△3,849,532
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,882,149	△1,027,612
期首剰余金又は期首欠損金（△）	126,363,630	166,395,918
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,018,211	4,236,438
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,018,211	4,236,438
剰余金減少額又は欠損金増加額	12,454,229	11,685,827
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	12,454,229	11,685,827
分配金	5,777,577	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	166,395,918	156,124,609

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第26期 [2024年 7月22日現在]	第27期 [2025年 7月22日現在]
1. 期首元本額	622,452,860円	577,757,712円
期中追加設定元本額	17,480,856円	16,069,396円
期中一部解約元本額	62,176,004円	41,123,547円
2. 受益権の総数	577,757,712口	552,703,561口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第26期 自 2023年 7月25日 至 2024年 7月22日	第27期 自 2024年 7月23日 至 2025年 7月22日																																																												
1.運用に係る権限を委託するための費用 「外国株式マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、親投資信託の純資産総額に親投資信託の受益権総口数に占める当投資信託に属する受益権口数の割合に乗じて得た額に対し年10,000分の45の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 2.分配金の計算過程 <table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>8,229,947円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>46,015,936円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>96,357,067円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>89,205,603円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>239,808,553円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>577,757,712口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>4,150円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>100円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>5,777,577円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	8,229,947円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	46,015,936円	収益調整金額	C	96,357,067円	分配準備積立金額	D	89,205,603円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	239,808,553円	当ファンドの期末残存口数	F	577,757,712口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,150円	1万口当たり分配金額	H	100円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,777,577円	1.運用に係る権限を委託するための費用 「外国株式マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年10,000分の45以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 2.分配金の計算過程 <table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>—円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>95,876,012円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>128,173,766円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>224,049,778円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>552,703,561口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>4,053円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>—円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	95,876,012円	分配準備積立金額	D	128,173,766円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	224,049,778円	当ファンドの期末残存口数	F	552,703,561口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,053円	1万口当たり分配金額	H	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	8,229,947円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	46,015,936円																																																											
収益調整金額	C	96,357,067円																																																											
分配準備積立金額	D	89,205,603円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	239,808,553円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	577,757,712口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,150円																																																											
1万口当たり分配金額	H	100円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,777,577円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	—円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																											
収益調整金額	C	95,876,012円																																																											
分配準備積立金額	D	128,173,766円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	224,049,778円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	552,703,561口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,053円																																																											
1万口当たり分配金額	H	—円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円																																																											

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第26期 自 2023年 7月25日 至 2024年 7月22日	第27期 自 2024年 7月23日 至 2025年 7月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第26期 [2024年 7月22日現在]	第27期 [2025年 7月22日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第26期 [2024年 7月22日現在]	第27期 [2025年 7月22日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	57,266,746	12,491,207
合計	57,266,746	12,491,207

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第26期 [2024年 7月22日現在]	第27期 [2025年 7月22日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2880円 (12,880円)	1.2825円 (12,825円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

- (1) 株式
- 該当事項はありません。
- (2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド	15,956,264	64,182,476	
	日本株式マザーファンド	26,535,516	185,244,437	
	日本債券マザーファンド	250,570,060	335,037,227	
	外国株式マザーファンド	17,854,946	103,296,219	
合計		310,916,786	687,760,359	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

日本株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)	
[2025年 7月22日現在]	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	58,395,242
株式	2,550,208,800
未収配当金	1,455,718
未収利息	741
流動資産合計	2,610,060,501
資産合計	2,610,060,501
負債の部	
流動負債	
未払解約金	484,066
流動負債合計	484,066
負債合計	484,066
純資産の部	
元本等	
元本	373,809,453
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	2,235,766,982
元本等合計	2,609,576,435
純資産合計	2,609,576,435
負債純資産合計	2,610,060,501

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
--------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

[2025年 7月22日現在]	
1. 期首	2024年 7月23日
期首元本額	421,706,467円
期中追加設定元本額	104,275,920円
期中一部解約元本額	152,172,934円
元本の内訳※	
三菱ＵＦＪ 積立ファンド（日本バランス型）	169,598,139円
三菱ＵＦＪ グローバルバランス（積極型）	59,783,689円
三菱ＵＦＪ グローバルバランス（安定型）	26,535,516円
三菱ＵＦＪ グローバルバランスVA	976,315円
三菱ＵＦＪ 国内バランス２０	47,556,922円
三菱ＵＦＪ <DC>グローバルバランス ２０型	5,533,399円

	[2025年 7月22日現在]
三菱UFJ <DC>グローバルバランス 40型	20,435,944円
三菱UFJ <DC>グローバルバランス 60型	43,389,529円
合計	373,809,453円
2. 受益権の総数	373,809,453口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2024年 7月23日 至 2025年 7月22日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2025年 7月22日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	（1）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （2）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （3）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[2025年 7月22日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	123,982,033
合計	123,982,033

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	[2025年 7月22日現在]
1口当たり純資産額	6.9810円
(1万口当たり純資産額)	(69,810円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

（単位：円）

	銘 柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
2802	味の素	7,900	3,999.00	31,592,100	
4004	レゾナック・ホールディングス	17,100	3,605.00	61,645,500	
4369	トリケミカル研究所	14,200	3,355.00	47,641,000	
4901	富士フイルムホールディングス	12,000	2,975.00	35,700,000	
4980	デクセリアルズ	22,300	2,143.00	47,788,900	
7988	ニフコ	4,000	3,587.00	14,348,000	
8113	ユニ・チャーム	11,600	1,004.00	11,646,400	
4565	ネクセラファーマ	16,600	840.00	13,944,000	
4568	第一三共	13,400	3,494.00	46,819,600	
4587	ペプチドリーム	20,000	1,614.50	32,290,000	
3110	日東紡績	7,400	6,650.00	49,210,000	
5344	MARUWA	1,100	48,890.00	53,779,000	
5801	古河電気工業	10,500	7,697.00	80,818,500	
6146	ディスコ	1,000	43,340.00	43,340,000	
6273	SMC	300	50,260.00	15,078,000	
6367	ダイキン工業	900	18,305.00	16,474,500	
6457	グローリー	4,200	3,767.00	15,821,400	
7011	三菱重工業	12,900	3,410.00	43,989,000	
4062	イビデン	7,400	6,249.00	46,242,600	
6501	日立製作所	22,700	4,410.00	100,107,000	
6504	富士電機	5,700	6,838.00	38,976,600	
6594	ニデック	6,700	2,721.00	18,230,700	
6701	日本電気	7,600	3,989.00	30,316,400	
6758	ソニーグループ	28,900	3,539.00	102,277,100	
6762	TDK	18,400	1,656.00	30,470,400	
6787	メイコー	7,200	6,820.00	49,104,000	
6857	アドバンテスト	4,000	11,345.00	45,380,000	
6869	シスメックス	3,000	2,380.00	7,140,000	
8035	東京エレクトロン	4,000	27,485.00	109,940,000	
7012	川崎重工業	6,300	10,355.00	65,236,500	
7202	いすゞ自動車	12,200	1,970.00	24,034,000	
7203	トヨタ自動車	21,800	2,496.50	54,423,700	
7269	スズキ	27,900	1,635.00	45,616,500	
7282	豊田合成	3,500	3,024.00	10,584,000	
268A	リガク・ホールディングス	30,700	730.00	22,411,000	
7741	HOYA	1,200	17,970.00	21,564,000	
7747	朝日インテック	14,600	2,238.00	32,674,800	
7806	MTG	3,800	4,580.00	17,404,000	
7906	ヨネックス	1,700	2,985.00	5,074,500	
7936	アシックス	18,600	3,499.00	65,081,400	

3769	GMOペイメントゲートウェイ	2,100	8,618.00	18,097,800	
3994	マネーフォワード	5,700	5,165.00	29,440,500	
4194	ビジョナル	3,000	11,000.00	33,000,000	
4443	S a n s a n	25,000	1,972.00	49,300,000	
4480	メドレー	2,600	3,125.00	8,125,000	
9766	コナミグループ	200	20,315.00	4,063,000	
9984	ソフトバンクグループ	7,800	11,550.00	90,090,000	
8002	丸紅	13,800	2,950.00	40,710,000	
8031	三井物産	20,300	3,030.00	61,509,000	
8136	サンリオ	4,200	6,089.00	25,573,800	
141A	トライアルホールディングス	16,400	2,413.00	39,573,200	
3563	FOOD & LIFE COMPANIE	9,900	7,334.00	72,606,600	
7532	パン・パシフィック・インターナショナルホ	4,000	4,983.00	19,932,000	
9983	ファーストリテイリング	1,100	44,440.00	48,884,000	
8306	三菱UFJフィナンシャル・グループ	74,200	2,000.00	148,400,000	
8316	三井住友フィナンシャルグループ	15,200	3,637.00	55,282,400	
8750	第一生命ホールディングス	21,100	1,124.00	23,716,400	
8766	東京海上ホールディングス	10,900	5,895.00	64,255,500	
8801	三井不動産	18,300	1,311.00	23,991,300	
186A	アストロスケールホールディングス	44,600	685.00	30,551,000	
2413	エムスリー	19,700	1,834.00	36,129,800	
4680	ラウンドワン	14,800	1,538.00	22,762,400	
合 計		770,200		2,550,208,800	

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

日本債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[2025年 7月22日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	254,282,294
国債証券	4,189,409,100
社債券	3,478,224,000
未収利息	25,358,929
前払費用	1,567,703
流動資産合計	7,948,842,026
資産合計	7,948,842,026
負債の部	
流動負債	

[2025年 7月22日現在]

未払金	100,000,000
未払解約金	1,017,461
流動負債合計	101,017,461
負債合計	101,017,461
純資産の部	
元本等	
元本	5,869,168,515
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	1,978,656,050
元本等合計	7,847,824,565
純資産合計	7,847,824,565
負債純資産合計	7,948,842,026

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
--------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[2025年 7月22日現在]
1. 期首	2024年 7月23日
期首元本額	6,043,287,227円
期中追加設定元本額	1,269,389,221円
期中一部解約元本額	1,443,507,933円
元本の内訳※	
三菱ＵＦＪ ＤＣ金利連動アロケーション型バランスファンド	3,314,604,744円
三菱ＵＦＪ グローバルバランス（積極型）	204,101,405円
三菱ＵＦＪ グローバルバランス（安定型）	250,570,060円
三菱ＵＦＪ グローバルバランスＶＡ	9,234,778円
三菱ＵＦＪ 国内バランス２０	441,481,040円
三菱ＵＦＪ ＜ＤＣ＞日本債券ファンド	1,155,137,110円
三菱ＵＦＪ ＜ＤＣ＞グローバルバランス ２０型	151,339,166円
三菱ＵＦＪ ＜ＤＣ＞グローバルバランス ４０型	193,526,512円
三菱ＵＦＪ ＜ＤＣ＞グローバルバランス ６０型	149,173,700円
合計	5,869,168,515円
2. 受益権の総数	5,869,168,515口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2024年 7月23日 至 2025年 7月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2025年 7月22日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券

区分	[2025年 7月22日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[2025年 7月22日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	△313,188,600
社債券	△14,096,000
合計	△327,284,600

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	[2025年 7月22日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3371円 (13,371円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第１７８回利付国債（５年）	120,000,000	120,026,400	
	第１回利付国債（４０年）	20,000,000	19,009,400	
	第４回利付国債（４０年）	20,000,000	17,490,000	
	第５回利付国債（４０年）	140,000,000	115,581,200	
	第７回利付国債（４０年）	30,000,000	22,482,900	
	第１０回利付国債（４０年）	40,000,000	22,662,800	
	第１５回利付国債（４０年）	70,000,000	37,078,300	
	第１６回利付国債（４０年）	70,000,000	40,625,200	
	第１７回利付国債（４０年）	110,000,000	83,954,200	
	第１８回利付国債（４０年）	50,000,000	47,668,000	
	第３６４回利付国債（１０年）	100,000,000	94,012,000	
	第３６６回利付国債（１０年）	100,000,000	93,921,000	

第３６７回利付国債（１０年）	70,000,000	65,491,300	
第３６８回利付国債（１０年）	20,000,000	18,631,800	
第３７０回利付国債（１０年）	100,000,000	94,527,000	
第３７５回利付国債（１０年）	80,000,000	78,067,200	
第３７６回利付国債（１０年）	50,000,000	47,775,500	
第２３回利付国債（３０年）	80,000,000	87,010,400	
第２６回利付国債（３０年）	30,000,000	32,152,500	
第２８回利付国債（３０年）	50,000,000	53,663,000	
第３０回利付国債（３０年）	50,000,000	51,943,000	
第３１回利付国債（３０年）	40,000,000	40,815,200	
第３２回利付国債（３０年）	40,000,000	41,080,400	
第３３回利付国債（３０年）	50,000,000	49,086,000	
第３４回利付国債（３０年）	50,000,000	50,029,000	
第３６回利付国債（３０年）	30,000,000	28,829,100	
第３７回利付国債（３０年）	40,000,000	37,614,400	
第３９回利付国債（３０年）	50,000,000	46,490,000	
第４０回利付国債（３０年）	40,000,000	36,456,800	
第４１回利付国債（３０年）	30,000,000	26,805,000	
第４２回利付国債（３０年）	40,000,000	35,544,000	
第４４回利付国債（３０年）	70,000,000	61,705,000	
第４５回利付国債（３０年）	10,000,000	8,471,600	
第４６回利付国債（３０年）	50,000,000	42,186,500	
第４７回利付国債（３０年）	20,000,000	17,118,000	
第４９回利付国債（３０年）	30,000,000	24,497,100	
第５４回利付国債（３０年）	100,000,000	69,925,000	
第６０回利付国債（３０年）	160,000,000	110,094,400	
第７７回利付国債（３０年）	120,000,000	89,226,000	
第８０回利付国債（３０年）	110,000,000	84,984,900	
第８２回利付国債（３０年）	30,000,000	23,032,800	
第８３回利付国債（３０年）	80,000,000	67,378,400	
第８５回利付国債（３０年）	30,000,000	25,772,400	
第８６回利付国債（３０年）	40,000,000	35,130,400	
第１４０回利付国債（２０年）	100,000,000	103,433,000	
第１４３回利付国債（２０年）	140,000,000	143,574,200	
第１４５回利付国債（２０年）	110,000,000	113,480,400	
第１４６回利付国債（２０年）	60,000,000	61,839,000	
第１４７回利付国債（２０年）	90,000,000	91,907,100	
第１４８回利付国債（２０年）	140,000,000	141,626,800	
第１４９回利付国債（２０年）	70,000,000	70,638,400	
第１５０回利付国債（２０年）	90,000,000	89,853,300	
第１５１回利付国債（２０年）	80,000,000	78,246,400	
第１５２回利付国債（２０年）	70,000,000	68,285,700	

	第１５３回利付国債（２０年）	130,000,000	127,591,100	
	第１５４回利付国債（２０年）	90,000,000	87,195,600	
	第１６０回利付国債（２０年）	120,000,000	107,125,200	
	第１６６回利付国債（２０年）	230,000,000	197,712,600	
	第１８３回利付国債（２０年）	150,000,000	129,826,500	
	第１８６回利付国債（２０年）	150,000,000	130,126,500	
	第１８９回利付国債（２０年）	50,000,000	45,737,000	
	第１９１回利付国債（２０年）	50,000,000	46,189,000	
	第１９２回利付国債（２０年）	60,000,000	58,975,800	
国債証券 合計		4,640,000,000	4,189,409,100	
社債券	第３５回フランス相互信用連合銀行	100,000,000	98,893,000	
	第４４回フランス相互信用連合銀行	100,000,000	99,221,000	
	第９回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー期限前償還条項付	100,000,000	98,587,000	
	第２４回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー期限前償還条項付	100,000,000	100,046,000	
	第１８回クレディ・アグリコル・エス・エー（２０２５）	100,000,000	99,914,000	
	第２１回クレディ・アグリコル・エス・エー（２０２５）	100,000,000	99,856,000	
	第１０回ロイズ・バンキング・グループ期限前償還条項付	100,000,000	99,591,000	
	第１２回ロイズ・バンキング・グループ期限前償還条項付	100,000,000	100,094,000	
	第６回フランス電力	100,000,000	98,452,000	
	第１０回フランス電力	100,000,000	99,288,000	
	第２回積水ハウス利払繰延・期限前償還条項・劣後特約付	100,000,000	99,267,000	
	第１回住友生命第４回劣後ローン永久債利払繰延・任意償還条項付	100,000,000	99,544,000	
	第１回日本生命第９回劣後ローン利払繰延・期限前償還条項付	100,000,000	99,880,000	
	第２７回アサヒグループホールディングス	100,000,000	99,875,000	
	第３回東急不動産ホールディングス利払繰延・期限前償還条項付	100,000,000	100,349,000	
	第１７回武田薬品工業	100,000,000	100,237,000	
	第４回日本製鉄利払繰延・期限前償還条項・劣後債特約付	100,000,000	97,604,000	
	第７２回神戸製鋼所	100,000,000	99,559,000	
	第１回住友生命２０２３基金	100,000,000	97,861,000	
	第２４回イオン（サステナビリティ）	100,000,000	98,150,000	
	第９回三井住友トラストグループ永久債任意償還条項付	100,000,000	100,338,000	
	第１４回住友信託銀行劣後特約付	100,000,000	101,028,000	
	第１９回みずほフィナンシャルグループ永久債任意償還条項付	100,000,000	99,804,000	
	第２１回みずほフィナンシャルグループ永久債任意償還条項付	100,000,000	100,057,000	

第２３回みずほフィナンシャルグループ永久債任意償還条項付	100,000,000	100,000,000	
第３０回ＳＢＩホールディングス	100,000,000	99,245,000	
第３４回ＳＢＩホールディングス	100,000,000	99,739,000	
第４１回ＳＢＩホールディングス	100,000,000	99,631,000	
第４３回リコーリース（サステナビリティ）	100,000,000	98,217,000	
第２５回イオンフィナンシャルサービス	100,000,000	100,162,000	
第２１２回オリックス	100,000,000	98,789,000	
第８回野村ホールディングス	100,000,000	98,479,000	
第３７回イオンモール（グリーン）	100,000,000	98,657,000	
第４４７回中国電力	100,000,000	98,112,000	
第３０回ＪＥＲＡ	100,000,000	99,698,000	
社債券 合計	3,500,000,000	3,478,224,000	
合計	8,140,000,000	7,667,633,100	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

外国株式マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

[2025年 7月22日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	362,692,300
コール・ローン	274,586,924
株式	34,993,056,325
投資証券	1,171,689,064
派生商品評価勘定	1,844,413
未収入金	1,921,249,534
未収配当金	12,384,773
未収利息	3,488
流動資産合計	38,737,506,821
資産合計	38,737,506,821
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	2,098,796
未払金	1,480,551,071
未払解約金	2,889,881
流動負債合計	1,485,539,748
負債合計	1,485,539,748
純資産の部	
元本等	
元本	6,439,091,080
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	30,812,875,993
元本等合計	37,251,967,073
純資産合計	37,251,967,073
負債純資産合計	38,737,506,821

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[2025年 7月22日現在]
1. 期首	2024年 7月23日
期首元本額	4,048,140,154円
期中追加設定元本額	2,828,815,457円
期中一部解約元本額	437,864,531円
元本の内訳※	
三菱ＵＦＪ ＤＣ金利連動アロケーション型バランスファンド	406,514,701円
海外株式セレクション（ラップ向け）	2,514,092,651円
三菱ＵＦＪ グローバルバランス（積極型）	36,990,504円
三菱ＵＦＪ グローバルバランス（安定型）	17,854,946円
三菱ＵＦＪ グローバルバランスＶＡ	667,552円
三菱ＵＦＪ <ＤＣ>海外株式オープン	3,418,695,342円
三菱ＵＦＪ <ＤＣ>グローバルバランス ２０型	3,692,840円
三菱ＵＦＪ <ＤＣ>グローバルバランス ４０型	13,954,344円
三菱ＵＦＪ <ＤＣ>グローバルバランス ６０型	26,628,200円
合計	6,439,091,080円
2. 受益権の総数	6,439,091,080口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2024年 7月23日 至 2025年 7月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2025年 7月22日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。

区分	[2025年 7月22日現在]
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[2025年 7月22日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	2,325,948,338
投資証券	85,804,982
合計	2,411,753,320

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

[2025年 7月22日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカドル	275,477,786	—	274,668,770	△809,016
	イギリスポンド	132,457,306	—	131,167,526	△1,289,780
	売建				
	アメリカドル	132,457,306	—	131,355,796	1,101,510
	デンマーククローネ	38,279,931	—	38,179,064	100,867
	ユーロ	237,197,855	—	236,555,819	642,036
合計		815,870,184	—	811,926,975	△254,383

（注）時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

（イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	[2025年 7月22日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	5.7853円 (57,853円)

附属明細表

第1 有価証券明細表
(1)株式

(単位：円)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	BAKER HUGHES CO	62,326	39.85	2,483,691.10	
	EXXON MOBIL CORP	37,132	108.05	4,012,112.60	
	PPG INDUSTRIES INC	17,249	114.52	1,975,355.48	
	DOVER CORP	8,383	186.98	1,567,453.34	
	EATON CORP PLC	4,908	373.66	1,833,923.28	
	EMERSON ELECTRIC CO	8,662	142.91	1,237,886.42	
	HOWMET AEROSPACE INC	12,313	187.83	2,312,750.79	
	INGERSOLL-RAND INC	32,161	83.89	2,697,986.29	
	OTIS WORLDWIDE CORP	17,627	98.50	1,736,259.50	
	CARNIVAL CORP	59,459	29.79	1,771,283.61	
	CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	42,050	52.46	2,205,943.00	
	HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	12,903	270.85	3,494,777.55	
	YUM! BRANDS INC	13,142	145.51	1,912,292.42	
	META PLATFORMS INC-CLASS A	11,565	712.96	8,245,440.22	
	WALT DISNEY CO/THE	29,452	120.84	3,558,979.68	
	AMAZON.COM INC	55,908	229.30	12,819,704.40	
	AUTOZONE INC	523	3,729.70	1,950,633.10	
	BURLINGTON STORES INC	10,188	273.91	2,790,595.08	
	LOWE'S COS INC	13,733	220.91	3,033,757.03	
	KEURIG DR PEPPER INC	74,029	33.32	2,466,646.28	
	MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	14,495	69.42	1,006,242.90	
	MEDTRONIC PLC	19,558	89.70	1,754,352.60	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	3,222	282.14	909,055.08	
	ABBVIE INC	14,608	184.85	2,700,288.80	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	30,566	46.69	1,427,126.54	
	JOHNSON & JOHNSON	27,800	164.36	4,569,208.00	
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	6,332	404.94	2,564,080.08	
	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	2,992	458.49	1,371,802.08	
	BANK OF AMERICA CORP	85,122	47.48	4,041,592.56	
	TRUIST FINANCIAL CORP	39,628	44.73	1,772,560.44	
	WELLS FARGO & CO	39,031	80.28	3,133,408.68	
	AMERIPRISE FINANCIAL INC	3,707	534.51	1,981,428.57	
	FIDELITY NATIONAL INFO SERV	40,277	80.08	3,225,382.16	

	INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	23,373	180.81	4,226,072.13	
	MASTERCARD INC - A	6,653	554.65	3,690,086.45	
	SCHWAB (CHARLES) CORP	47,264	96.25	4,549,160.00	
	ARTHUR J GALLAGHER & CO	7,774	308.24	2,396,257.76	
	ACCENTURE PLC-CL A	10,618	282.45	2,999,054.10	
	MICROSOFT CORP	36,029	510.06	18,376,951.74	
	SALESFORCE INC	9,626	262.28	2,524,707.28	
	SYNOPSYS INC	2,757	591.46	1,630,655.22	
	APPLE INC	41,688	212.48	8,857,866.24	
	SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	8,525	149.63	1,275,595.75	
	CMS ENERGY CORP	17,035	72.25	1,230,778.75	
	NEXTERA ENERGY INC	32,293	76.17	2,459,757.81	
	SOUTHERN CO/THE	26,114	94.79	2,475,346.06	
	ANALOG DEVICES INC	11,456	240.48	2,754,938.88	
	BROADCOM INC	4,366	288.21	1,258,324.86	
	MICRON TECHNOLOGY INC	8,835	113.23	1,000,387.05	
	NVIDIA CORP	65,068	171.38	11,151,353.84	
	NXP SEMICONDUCTORS NV	11,423	228.27	2,607,528.21	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	3,056	238.85	729,925.60	
	アメリカドル 小計	1,225,004		170,758,747.39 (25,181,792,477)	
イギリスポンド	BAE SYSTEMS PLC	34,382	19.00	653,429.91	
	BARRATT REDROW PLC	181,329	3.85	698,841.96	
	ASTRAZENECA PLC	16,537	102.32	1,692,065.84	
	BARCLAYS PLC	539,267	3.52	1,902,533.97	
	SSE PLC	107,787	19.29	2,079,211.23	
	イギリスポンド 小計	879,302		7,026,082.91 (1,396,925,804)	
スイスフラン	SANDOZ GROUP AG	23,122	45.95	1,062,455.90	
	UBS GROUP AG-REG	74,352	29.16	2,168,104.32	
	スイスフラン 小計	97,474		3,230,560.22 (596,781,389)	
香港ドル	TENCENT HOLDINGS LTD	29,900	521.50	15,592,850.00	
	AIA GROUP LTD	283,800	69.35	19,681,530.00	
	香港ドル 小計	313,700		35,274,380.00 (662,452,856)	
シンガポールドル	UNITED OVERSEAS BANK LTD	64,900	37.10	2,407,790.00	
	シンガポールドル 小計	64,900		2,407,790.00 (277,184,784)	
スウェーデンクローネ	VOLVO AB-B SHS	86,750	264.40	22,936,700.00	
		86,750		22,936,700.00	

スウェーデンクローネ 小計				(353,454,547)	
デンマーククローネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	21,008	445.60	9,361,164.80	
	NOVO NORDISK A/S-B	26,600	410.90	10,929,940.00	
デンマーククローネ 小計		47,608		20,291,104.80 (468,521,609)	
ニュー台湾ドル	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	115,000	1,150.00	132,250,000.00	
ニュー台湾ドル 小計		115,000		132,250,000.00 (662,638,625)	
ユーロ	SHELL PLC	37,383	30.27	1,131,583.41	
	AIR LIQUIDE SA	7,445	172.14	1,281,582.30	
	AIRBUS SE	11,652	186.02	2,167,505.04	
	FERROVIAL SE	68,374	45.32	3,098,709.68	
	MTU AERO ENGINES AG	3,029	386.90	1,171,920.10	
	SIEMENS AG-REG	12,769	224.55	2,867,278.95	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	3,048	468.80	1,428,902.40	
	HEINEKEN NV	14,390	76.94	1,107,166.60	
	PERNOD RICARD SA	8,606	93.46	804,316.76	
	SANOFI	28,775	82.30	2,368,182.50	
	DEUTSCHE BOERSE AG	3,856	262.20	1,011,043.20	
	ALLIANZ SE-REG	6,735	343.60	2,314,146.00	
	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	2,643	577.80	1,527,125.40	
	CAPGEMINI SE	16,387	136.50	2,236,825.50	
	KONINKLIJKE KPN NV	494,715	4.10	2,029,815.64	
	ENGIE	119,208	19.64	2,341,245.12	
	ASML HOLDING NV	3,860	624.10	2,409,026.00	
ユーロ 小計		842,875		31,296,374.60 (5,393,304,234)	
合 計		3,672,613		34,993,056,325 (34,993,056,325)	

(注1)通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
アメリカドル	投資証券	AMERICAN TOWER CORP	22,431	5,080,621.50	
		VENTAS INC	20,825	1,383,613.00	
		WELLTOWER INC	9,238	1,481,036.16	
アメリカドル合計			52,494	7,945,270.66 (1,171,689,064)	
合計				1,171,689,064 (1,171,689,064)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 52銘柄	95.55%	—	69.63%
	投資証券 3銘柄	—	4.45%	3.24%
イギリスポンド	株式 5銘柄	100.00%	—	3.86%
スイスフラン	株式 2銘柄	100.00%	—	1.65%
香港ドル	株式 2銘柄	100.00%	—	1.83%
シンガポールドル	株式 1銘柄	100.00%	—	0.77%
スウェーデンクローネ	株式 1銘柄	100.00%	—	0.98%
デンマーククローネ	株式 2銘柄	100.00%	—	1.30%
ニュー台湾ドル	株式 1銘柄	100.00%	—	1.83%
ユーロ	株式 17銘柄	100.00%	—	14.91%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

三菱ＵＦＪ 海外債券アクティブマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

[2025年 7月22日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	3,227,498,651
コール・ローン	107,365,282
国債証券	34,085,163,895
特殊債券	9,533,379,380
社債券	148,462,835
未収利息	324,490,930
前払費用	108,104,775
差入委託証拠金	103,199,665
流動資産合計	47,637,665,413
資産合計	47,637,665,413
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	18,409,859
未払解約金	32,572,248
流動負債合計	50,982,107
負債合計	50,982,107
純資産の部	
元本等	
元本	11,830,351,754
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	35,756,331,552
元本等合計	47,586,683,306
純資産合計	47,586,683,306
負債純資産合計	47,637,665,413

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[2025年 7月22日現在]
1. 期首	2024年 7月23日
期首元本額	12,090,051,731円
期中追加設定元本額	1,179,073,615円
期中一部解約元本額	1,438,773,592円
元本の内訳※	
三菱ＵＦＪ バランスインカムオープン（毎月決算型）	2,324,014,601円
三菱ＵＦＪ ＤＣ金利連動アロケーション型バランスファンド	564,808,541円
外国債券アクティブファンドセレクション（ラップ専用）	108,617,002円
三菱ＵＦＪ ライフプラン 25	35,781,291円
三菱ＵＦＪ ライフプラン 50	95,622,961円
三菱ＵＦＪ ライフプラン 75	53,354,700円
三菱ＵＦＪ 海外債券オープン	4,792,791,869円
三菱ＵＦＪ 海外債券オープン（3ヵ月決算型）	3,413,883,294円
三菱ＵＦＪ ライフプラン 50VA（適格機関投資家限定）	16,010,111円
三菱ＵＦＪ 海外債券オープンVA（適格機関投資家限定）	28,760,913円
三菱ＵＦＪ 世界バランスファンド 25VA（適格機関投資家限定）	20,595,613円
三菱ＵＦＪ 世界バランスファンド 50VA（適格機関投資家限定）	96,884,054円
三菱ＵＦＪ国際 海外債券オープン（適格機関投資家限定）	124,562,671円
三菱ＵＦＪ グローバルバランス（積極型）	25,821,421円
三菱ＵＦＪ グローバルバランス（安定型）	15,956,264円
三菱ＵＦＪ グローバルバランスVA	592,368円
三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（安定型）	6,258,082円
三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（安定成長型）	4,753,233円
三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（成長型）	3,790,193円
三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（積極型）	3,792,324円
三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2030	912,285円
三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2040	948,317円
三菱ＵＦＪ <DC>ライフ・バランスファンド（安定型）	6,612,526円
三菱ＵＦＪ <DC>ライフ・バランスファンド（安定成長型）	14,570,195円
三菱ＵＦＪ <DC>ライフ・バランスファンド（成長型）	10,241,601円
三菱ＵＦＪ <DC>ライフ・バランスファンド（積極型）	6,237,677円
三菱ＵＦＪ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2030	7,283,448円
三菱ＵＦＪ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2040	10,007,263円
三菱ＵＦＪ <DC>グローバルバランス 20型	5,885,064円
三菱ＵＦＪ <DC>グローバルバランス 40型	12,382,670円
三菱ＵＦＪ <DC>グローバルバランス 60型	18,619,202円
合計	11,830,351,754円
2. 受益権の総数	11,830,351,754口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2024年 7月23日 至 2025年 7月22日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、債券先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2025年 7月22日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[2025年 7月22日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	1,112,317
特殊債券	80,711,380
社債券	△2,210,549
合計	79,613,148

（注）当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

債券関連

[2025年 7月22日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引				
	買建	1,872,575,410	—	1,854,165,551	△18,409,859
合計		1,872,575,410	—	1,854,165,551	△18,409,859

（注）時価の算定方法

- 1 先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 2 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- ※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	[2025年 7月22日現在]
1口当たり純資産額	4.0224円
(1万口当たり純資産額)	(40,224円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
アメリカドル	国債証券	3 T-BOND 441115	12,000,000.00	9,060,937.44	
		3.125 T-BOND 430215	3,000,000.00	2,366,250.00	
		3.125 T-BOND 440815	6,000,000.00	4,639,218.72	
		3.5 T-NOTE 330215	16,000,000.00	15,289,062.56	
		4.125 T-NOTE 291031	4,000,000.00	4,037,421.88	
		4.125 T-NOTE 310731	8,000,000.00	8,035,312.48	
		4.25 T-NOTE 341115	9,500,000.00	9,428,007.86	
		4.625 T-BOND 550215	5,500,000.00	5,221,992.16	
		4.75 T-BOND 550515	3,000,000.00	2,908,125.00	
	国債証券 小計		67,000,000.00	60,986,328.10 (8,993,653,804)	
	特殊債券	0.875 IBRD 300514	10,000,000.00	8,668,679.90	
		2.172 EUROFIMA 350108	5,000,000.00	3,933,026.15	
		5.5 G2 MA996 5410 MA9965	5,757,640.86	5,742,187.17	
		5.5 G2 MB014 5501 MB0147	2,950,752.33	2,942,832.71	
		5.5 G2 MB020 5502 MB0205	2,953,571.88	2,945,644.67	
		5.5 G2 MB025 5503 MB0259	5,946,632.82	5,930,660.46	
		5.5 G2 MB030 5504 MB0308	8,918,369.91	8,894,415.61	
		5.5 G2 MB036 5505 MB0366	8,954,565.12	8,930,513.60	
		6 G2 MA9852 5408 MA9852	5,046,452.46	5,118,470.28	
		6 G2 MA9966 5410 MA9966	5,394,967.50	5,470,182.62	
		6 G2 MB0425 5506 MB0425	5,986,158.42	6,069,615.76	
	特殊債券 小計		66,909,111.30	64,646,228.93 (9,533,379,380)	
	社債券	7 IBM CORP 251030	1,000,000.00	1,006,732.46	
			1,000,000.00	1,006,732.46	

	社債券 小計				(148,462,835)
アメリカドル合計				134,909,111.30	126,639,289.49 (18,675,496,019)
カナダドル	国債証券	2.75 CAN GOVT 330601		8,200,000.00	7,846,511.61
		3.5 CAN GOVT 280301		600,000.00	609,632.34
カナダドル合計				8,800,000.00	8,456,143.95 (911,149,510)
オーストラリアドル	国債証券	3.25 AUST GOVT 290421		700,000.00	695,072.00
		3.25 AUST GOVT 390621		400,000.00	346,136.00
		4.5 AUST GOVT 330421		9,700,000.00	9,985,568.00
オーストラリアドル合計				10,800,000.00	11,026,776.00 (1,059,562,905)
イギリスポンド	国債証券	0.625 GILT 350731		7,500,000.00	5,121,031.56
		1.25 GILT 411022		3,100,000.00	1,789,056.68
		3.75 GILT 531022		3,000,000.00	2,273,652.27
		4 GILT 311022		2,600,000.00	2,572,452.86
		4.625 GILT 340131		4,000,000.00	4,042,110.00
イギリスポンド合計				20,200,000.00	15,798,303.37 (3,141,018,676)
シンガポールドル	国債証券	1.625 SINGAPORG0V 310701		600,000.00	591,000.00
		2.75 SINGAPORG0VT 460301		500,000.00	549,300.00
		2.875SINGAPORG0VT 300901		500,000.00	525,550.00
シンガポールドル合計				1,600,000.00	1,665,850.00 (191,772,652)
マレーシアリングット	国債証券	3.899 MALAYSIAGOV 271116		1,500,000.00	1,528,145.25
		4.065 MALAYSIAGOV 500615		600,000.00	618,282.54
		4.457 MALAYSIAGOV 530331		500,000.00	540,886.90
		4.935 MALAYSIAGOV 430930		2,600,000.00	2,984,216.82
マレーシアリングット合計				5,200,000.00	5,671,531.51 (197,794,661)
ニュージーランドドル	国債証券	3.5 NZ GOVT 330414		2,000,000.00	1,888,797.70
ニュージーランドドル合計				2,000,000.00	1,888,797.70 (166,006,429)
スウェーデンクローネ	国債証券	0.125 SWD GOVT 310512		6,500,000.00	5,828,153.30
スウェーデンクローネ合計				6,500,000.00	5,828,153.30 (89,811,842)
ノルウェークローネ	国債証券	1.25 NORWE GOVT 310917		6,000,000.00	5,172,218.52
ノルウェークローネ合計				6,000,000.00	5,172,218.52 (75,048,890)

メキシコ ペソ	国債証券	7.5 MEXICAN BONOS 330526	150,000,000.00	136,217,479.50	
		7.75 MEXICAN BONO 341123	27,000,000.00	24,441,588.00	
		8.5 MEXICAN BONOS 290301	68,000,000.00	67,731,298.00	
メキシコペソ合計			245,000,000.00	228,390,365.50 (1,803,598,716)	
イスラエ ルシェケ ル	国債証券	1.3 ISRAEL FIXED 320430	3,000,000.00	2,517,261.39	
イスラエルシェケル合計			3,000,000.00	2,517,261.39 (111,002,920)	
ポーラン ドズロチ	国債証券	2.75 POLAND 291025	21,500,000.00	19,938,123.25	
ポーランドズロチ合計			21,500,000.00	19,938,123.25 (809,687,185)	
中国元	国債証券	2.67 CHINA GOVT 330525	22,000,000.00	23,629,753.40	
		3.19 CHINA GOVT 530415	25,000,000.00	31,631,632.50	
中国元合計			47,000,000.00	55,261,385.90 (1,136,406,191)	
ユーロ	国債証券	0 BUND 320215	5,000,000.00	4,310,768.20	
		0 O.A.T 270225	3,000,000.00	2,911,940.25	
		0.25 ITALY GOVT 280315	500,000.00	476,881.66	
		0.35 IRISH GOVT 321018	800,000.00	681,706.00	
		0.4 IRISH GOVT 350515	700,000.00	549,539.37	
		0.7 SPAIN GOVT 320430	8,000,000.00	7,000,347.68	
		0.8 SPAIN GOVT 290730	11,800,000.00	11,120,590.45	
		1.65 PORTUGUESE 320716	1,800,000.00	1,688,395.95	
		2.2 SCHATS 270311	7,300,000.00	7,347,122.23	
		2.5 BUND 350215	3,500,000.00	3,476,785.16	
		2.5 BUND 540815	1,500,000.00	1,324,889.55	
		2.5 NETH GOVT 340715	4,000,000.00	3,936,082.16	
		2.75 O.A.T 300225	7,500,000.00	7,586,160.75	
		2.85 BEL GOVT 341022	4,000,000.00	3,929,604.00	
		3.25 O.A.T 450525	3,700,000.00	3,399,768.53	
		3.45 SPAIN GOVT 430730	2,500,000.00	2,394,141.57	
		3.5 ITALY GOVT 300301	2,500,000.00	2,615,100.00	
		3.65 ITALY GOVT 350801	8,100,000.00	8,262,077.76	
		4.4 ITALY GOVT 330501	7,300,000.00	7,962,869.93	
		4.75 O.A.T 350425	5,000,000.00	5,624,466.00	
		4.9 SPAIN GOVT 400730	2,400,000.00	2,756,356.80	
ユーロ合計			90,900,000.00	89,355,594.00 (15,398,649,514)	
合計				43,767,006,110 (43,767,006,110)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券 9銘柄	48.16%	20.55%
	特殊債券 11銘柄	51.05%	21.78%
	社債券 1銘柄	0.79%	0.34%
カナダドル	国債証券 2銘柄	100.00%	2.08%
オーストラリアドル	国債証券 3銘柄	100.00%	2.42%
イギリスポンド	国債証券 5銘柄	100.00%	7.18%
シンガポールドル	国債証券 3銘柄	100.00%	0.44%
マレーシアリンギット	国債証券 4銘柄	100.00%	0.45%
ニュージーランドドル	国債証券 1銘柄	100.00%	0.38%
スウェーデンクローネ	国債証券 1銘柄	100.00%	0.21%
ノルウェークローネ	国債証券 1銘柄	100.00%	0.17%
メキシコペソ	国債証券 3銘柄	100.00%	4.12%
イスラエルシェケル	国債証券 1銘柄	100.00%	0.25%
ポーランドズロチ	国債証券 1銘柄	100.00%	1.85%
中国元	国債証券 2銘柄	100.00%	2.60%
ユーロ	国債証券 21銘柄	100.00%	35.18%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

２【ファンドの現況】

【三菱ＵＦＪ グローバルバランス（積極型）】

【純資産額計算書】

2025年 7月31日現在

(単位：円)

I 資産総額	1,062,875,103
II 負債総額	2,568,542
III 純資産総額（I－II）	1,060,306,561
IV 発行済口数	720,664,101口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	1.4713
（10,000口当たり）	（14,713）

【三菱ＵＦＪ グローバルバランス（安定型）】

【純資産額計算書】

2025年 7月31日現在

(単位：円)

I 資産総額	715,970,366
II 負債総額	394,692
III 純資産総額（I－II）	715,575,674
IV 発行済口数	551,398,638口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	1.2977
（10,000口当たり）	（12,977）

(参考)

日本株式マザーファンド

純資産額計算書

2025年 7月31日現在

(単位：円)

I 資産総額	2,694,075,796
II 負債総額	247,480
III 純資産総額（I－II）	2,693,828,316
IV 発行済口数	370,205,614口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	7.2766
（10,000口当たり）	（72,766）

日本債券マザーファンド

純資産額計算書

2025年 7月31日現在

(単位：円)

I 資産総額	7,934,148,771
--------	---------------

Ⅱ 負債総額	1,062,553
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	7,933,086,218
Ⅳ 発行済口数	5,943,216,028口
Ⅴ 1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	1.3348
（10,000口当たり）	（13,348）

外国株式マザーファンド

純資産額計算書

2025年 7月31日現在

（単位：円）

Ⅰ 資産総額	38,598,361,783
Ⅱ 負債総額	874,764,898
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	37,723,596,885
Ⅳ 発行済口数	6,437,387,819口
Ⅴ 1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	5.8601
（10,000口当たり）	（58,601）

三菱ＵＦＪ 海外債券アクティブマザーファンド

純資産額計算書

2025年 7月31日現在

（単位：円）

Ⅰ 資産総額	48,290,259,297
Ⅱ 負債総額	493,679,977
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	47,796,579,320
Ⅳ 発行済口数	11,852,170,634口
Ⅴ 1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	4.0327
（10,000口当たり）	（40,327）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定のほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等

2025年7月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間ににおける資本金の額の増減はありません。

（2）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社です。会社の機関としては、株主総会の他、取締役会、代表取締役、監査等委員会を設置しています。

株主総会

株主総会は、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更の承認等を行います。

取締役会

取締役会は、株主総会で選任された取締役で構成され、経営の基本方針の決定、内部統制システムの整備、取締役の職務の執行の監督、代表取締役の選定・解職などを行います。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する任意の機関として、経営会議を設置しています。

代表取締役

代表取締役は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定され、当社を代表します。

監査等委員会

監査等委員会は、株主総会で選任された監査等委員である取締役で構成され、取締役の職務執行について監査を行うほか、各監査等委員である取締役は、取締役として取締役会の決議に参加します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

各運用部は国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

①で策定された投資環境見通しに沿って、各運用部は運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用モニタリング会議を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

⑥管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、（a）運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、（b）リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、（a）についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、（b）についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

⑦ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2025年 7月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	817	45,719,318
追加型公社債投資信託	16	1,581,576
単位型株式投資信託	80	348,648
単位型公社債投資信託	40	98,312
合 計	953	47,747,854

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（1）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、従来、千円未満の端数を切り捨てて表示しておりましたが、当事業年度より百万円未満の端数を切り捨てて表示することに変更しました。

（2）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第39期 (2024年3月31日現在)		第40期 (2025年3月31日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	※2	58,206		37,354
有価証券		15		700
前払費用		679		770
未収入金		138		25
未収委託者報酬		21,064		24,418
未収収益	※2	1,485	※2	1,005
金銭の信託		10,500		1,650
その他		371		398
流動資産合計		92,461		66,325
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	2,936	※1	2,762
器具備品	※1	1,531	※1	1,045
土地		628		628
建設仮勘定		45		747
有形固定資産合計		5,141		5,184
無形固定資産				
電話加入権		15		-
ソフトウェア		5,008		4,452
ソフトウェア仮勘定		1,587		1,003
無形固定資産合計		6,612		5,456
投資その他の資産				
投資有価証券		13,788		10,302
関係会社株式		159		159
投資不動産	※1	1,788	※1	1,712
長期差入保証金		689		690
前払年金費用		47		-
繰延税金資産		1,088		1,640
その他		45		45
貸倒引当金		△23		△23
投資その他の資産合計		17,583		14,526
固定資産合計		29,337		25,166
資産合計		121,799		91,491

(単位：百万円)

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	807	474
未払金		
未払収益分配金	105	114
未払償還金	43	151
未払手数料	※2 7,523	8,878

その他未払金	※2	885	※2	819
未払費用	※2	8,611	※2	10,352
未払消費税等		623		1,211
未払法人税等		2,235		3,187
賞与引当金		1,182		1,308
役員賞与引当金		175		259
その他		12		1
流動負債合計		22,204		26,761
固定負債				
退職給付引当金		1,608		1,654
役員退職慰労引当金		30		25
時効後支払損引当金		250		244
資産除去債務		1,428		1,444
その他		29		29
固定負債合計		3,346		3,398
負債合計		25,551		30,159
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		2,000		2,000
資本剰余金				
資本準備金		3,572		3,572
その他資本剰余金		41,160		41,160
資本剰余金合計		44,732		44,732
利益剰余金				
利益準備金		342		342
その他利益剰余金				
別途積立金		6,998		-
繰越利益剰余金		40,236		12,846
利益剰余金合計		47,577		13,189
株主資本合計		94,310		59,921

(単位：百万円)

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,937	1,410
評価・換算差額等合計	1,937	1,410
純資産合計	96,247	61,332
負債純資産合計	121,799	91,491

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
--	---------------------------------------	---------------------------------------

営業収益		
委託者報酬	98,635	114,618
投資顧問料	3,117	3,645
その他営業収益	148	2
営業収益合計	101,901	118,266
営業費用		
支払手数料	※4 34,494	39,884
広告宣伝費	593	692
公告費	1	0
調査費		
調査費	3,537	4,604
委託調査費	27,296	32,816
事務委託費	1,861	2,486
営業雑経費		
通信費	137	156
印刷費	390	389
協会費	68	88
諸会費	20	23
事務機器関連費	2,531	2,925
その他営業雑経費	139	-
営業費用合計	71,070	84,071
一般管理費		
給料		
役員報酬	400	469
給料・手当	7,202	7,985
賞与引当金繰入	1,182	1,308
役員賞与引当金繰入	175	259
福利厚生費	1,424	1,538
交際費	10	12
旅費交通費	108	132
租税公課	397	478
不動産賃借料	728	644
退職給付費用	381	377
固定資産減価償却費	2,469	2,383
諸経費	490	1,174
一般管理費合計	14,971	16,765
営業利益	15,859	17,429

(単位：百万円)

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	54	107
受取利息	※4 12	12
投資有価証券償還益	204	29
収益分配金等時効完成分	17	4
受取賃貸料	※4 162	214
その他	44	22

営業外収益合計		496		390
営業外費用				
投資有価証券償還損		234		7
時効後支払損引当金繰入		-		15
事務過誤費		10		7
賃貸関連費用		108		188
その他		25		9
営業外費用合計		380		227
経常利益		15,975		17,592
特別利益				
投資有価証券売却益		464		739
固定資産売却益	※1	16		-
資産除去債務履行差額		87		-
特別利益合計		568		739
特別損失				
投資有価証券売却損		57		138
投資有価証券評価損		31		-
固定資産除却損	※3	20	※3	18
固定資産売却損	※2	65	※2	6
減損損失		-	※5	1,306
企業結合関連費用	※6	1,187		-
事業譲渡関連損失		-	※7	491
特別損失合計		1,361		1,961
税引前当期純利益		15,182		16,371
法人税、住民税及び事業税	※4	4,542	※4	5,356
法人税等調整額		102		△344
法人税等合計		4,644		5,011
当期純利益		10,537		11,359

(3) 【株主資本等変動計算書】

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当期変動額				
企業結合による増加				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

	利益剰余金				株主資本合計
	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	342	6,998	33,267	40,608	87,341
当期変動額					
企業結合による増加			1,602	1,602	1,602
剰余金の配当			△5,171	△5,171	△5,171
当期純利益			10,537	10,537	10,537
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	6,969	6,969	6,969
当期末残高	342	6,998	40,236	47,577	94,310

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	672	672	88,013
当期変動額			
企業結合による増加			1,602
剰余金の配当			△5,171
当期純利益			10,537
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,265	1,265	1,265
当期変動額合計	1,265	1,265	8,234
当期末残高	1,937	1,937	96,247

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
別途積立金の取崩				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

	利益剰余金		
		その他利益剰余金	

	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	株主資本合計
当期首残高	342	6,998	40,236	47,577	94,310
当期変動額					
剰余金の配当			△45,747	△45,747	△45,747
当期純利益			11,359	11,359	11,359
別途積立金の取崩		△6,998	6,998	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△6,998	△27,390	△34,388	△34,388
当期末残高	342	—	12,846	13,189	59,921

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,937	1,937	96,247
当期変動額			
剰余金の配当			△45,747
当期純利益			11,359
別途積立金の取崩			—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△527	△527	△527
当期変動額合計	△527	△527	△34,915
当期末残高	1,410	1,410	61,332

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品	3年～20年
投資不動産	3年～50年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6.収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7.その他財務諸表作成のための基礎となる事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(未適用の会計基準等)

「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1)概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国

際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
建物	498百万円	682百万円
器具備品	1,643百万円	2,168百万円
投資不動産	211百万円	288百万円

※2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
預金	39,776百万円	—
未収収益	12百万円	16百万円
未払手数料	886百万円	—
その他未払金	105百万円	43百万円
未払費用	599百万円	29百万円

(損益計算書関係)

※1.固定資産売却益の内訳

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
器具備品	16百万円	—
計	16百万円	—

※2.固定資産売却損の内訳

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
器具備品	65百万円	6百万円
計	65百万円	6百万円

※3.固定資産除却損の内訳

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物	15百万円	—
器具備品	3百万円	2百万円
ソフトウェア	0百万円	—

電話加入権	—	15百万円
計	20百万円	18百万円

※4.関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
支払手数料	5,006百万円	—
受取利息	12百万円	—
受取賃貸料	152百万円	—
法人税、住民税及び事業税	132百万円	42百万円

※5.減損損失

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都港区（本社）	インターネット直販サービス	ソフトウェア	1,306百万円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグループिंगとしております。

現行のソフトウェアについて、利用終了が見込まれたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮しておりません。

※6.企業結合関連費用

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

企業結合に伴うものであり、主にシステム統合費用などであります。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

※7.事業譲渡関連損失

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

吸収分割に伴うものであり、データ移管に伴うシステム対応費用であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

2023年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	5,171百万円
②	1株当たり配当額	24,440円
③	基準日	2023年3月31日
④	効力発生日	2023年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	45,747百万円
②	配当の原資	利益剰余金
③	1株当たり配当額	216,218円
④	基準日	2024年3月31日
⑤	効力発生日	2024年6月27日

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2024年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	45,747百万円
②	1株当たり配当額	216,218円
③	基準日	2024年3月31日
④	効力発生日	2024年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①	配当金の総額	6,770百万円
②	配当の原資	利益剰余金
③	1株当たり配当額	31,998円
④	基準日	2025年3月31日
⑤	効力発生日	2025年6月27日

(リース取引関係)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
1年内	681百万円	681百万円
1年超	851百万円	170百万円
合計	1,532百万円	851百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第39期(2024年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 有価証券	15	15	—
(2) 金銭の信託	10,500	10,500	—
(3) 投資有価証券	13,788	13,788	—
資産計	24,303	24,303	—

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第39期(2024年3月31日現在)

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	58,206	—	—	—
金銭の信託	10,500	—	—	—
未収委託者報酬	21,064	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	15	5,351	347	11
合計	89,786	5,351	347	11

第40期(2025年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	37,354	37,352	△1
(2) 有価証券	700	700	—
(3) 金銭の信託	1,650	1,650	—
(4) 投資有価証券	10,099	10,099	—
資産計	49,805	49,803	△1

(注1) 「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。また投資有価証券のうち、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項を適用した投資事業有限責任組合等への出資（当事業年度の貸借対照表計上額202百万円）は上記に含めておりません。

(注3) 現金及び預金に含まれるコーラブル預金（定期預金）（貸借対照表計上額1,000百万円）の時価は、取引先金融機関から提示された価格によっております。その他の現金及び預金（貸借対照表計上額36,354百万円）については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、当該帳簿価額によっております。

(注4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注5) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第40期(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	37,354	—	—	—
金銭の信託	1,650	—	—	—
未収委託者報酬	24,418	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	700	3,248	268	11
合計	64,124	3,248	268	11

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

第39期(2024年3月31日現在)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	—	15	—	15
金銭の信託	—	10,500	—	10,500
投資有価証券	2,014	11,773	—	13,788
資産計	2,014	22,288	—	24,303

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

第40期(2025年3月31日現在)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	—	700	—	700
金銭の信託	—	1,650	—	1,650

投資有価証券	2,601	7,498	—	10,099
資産計	2,601	9,849	—	12,450

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

第39期(2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

第40期(2025年3月31日現在)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
現金及び預金	—	998	—	998
資産計	—	998	—	998

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

現金及び預金

コーラブル預金（定期預金）は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

その他の現金及び預金（貸借対照表計上額36,354百万円）は、上記に含めておりません。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

第39期（2024年3月31日現在）及び第40期（2025年3月31日現在）

関連会社株式（貸借対照表計上額は159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第39期(2024年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	17,364	14,269	3,094
	小計	17,364	14,269	3,094
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,939	7,241	△301
	小計	6,939	7,241	△301
合計		24,303	21,511	2,792

(注) 「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は10,500百万円、取得原価は10,500百万円）を含めております。

第40期(2025年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額（百万円）
--	----	-------------------	---------------	---------

貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	9,857	7,508	2,348
	小計	9,857	7,508	2,348
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	2,795	3,086	△290
	小計	2,795	3,086	△290
合計		12,652	10,594	2,058

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は1,650百万円、取得原価は1,650百万円）及び投資事業有限責任組合等への出資（貸借対照表計上額は202百万円、取得原価は202百万円）を含めております。

3.売却したその他有価証券

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	3,750	464	57
合計	3,750	464	57

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	4,044	739	138
合計	4,044	739	138

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について31百万円（その他有価証券のその他31百万円）減損処理を行っております。

当事業年度においては、減損処理を行っておりません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,582 百万円	3,652 百万円
勤務費用	182	180
利息費用	39	47
数理計算上の差異の 発生額	△79	△207
退職給付の支払額	△300	△236
過去勤務費用の発生額	—	—
企業結合による影響額	226	—

退職給付債務の期末残高	3,652	3,437
-------------	-------	-------

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
年金資産の期首残高	2,425 百万円	2,492 百万円
期待運用収益	43	44
数理計算上の差異の 発生額	227	△62
事業主からの拠出額	—	—
退職給付の支払額	△204	△116
退職給付制度終了に伴う 調整額	—	△8
年金資産の期末残高	2,492	2,350

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,250 百万円	2,018 百万円
年金資産	△2,492	△2,350
	△242	△332
非積立型制度の退職給付債務	1,401	1,418
未積立退職給付債務	1,159	1,086
未認識数理計算上の差異	558	660
未認識過去勤務費用	△157	△92
貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	1,560	1,654
退職給付引当金	1,608	1,654
前払年金費用	△47	—
貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	1,560	1,654

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	182 百万円	180 百万円
利息費用	39	47
期待運用収益	△43	△44
数理計算上の差異の 費用処理額	△29	△43
過去勤務費用の費用処理額	65	65
退職給付制度の統合に係る 調整額	34	—
その他	2	△0
確定給付制度に係る 退職給付費用	251	204

(注) 「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額及び退職金です。「退職給付制度の統合に係る調整額」は企業結合関連費用の一部として特別損失に計上しております。

(5)年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
債券	62.0 %	64.7 %
株式	35.9	33.2
その他	2.1	2.1
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
割引率	1.39～1.41%	2.07～2.11%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度164百万円、当事業年度172百万円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	389百万円	392百万円
投資有価証券評価損	30	28
未払事業税	126	173
賞与引当金	362	400
役員賞与引当金	33	48
役員退職慰労引当金	9	8
退職給付引当金	492	521
減価償却超過額	199	291
資産除去債務	16	52
時効後支払損引当金	76	77
その他	227	296
繰延税金資産 小計	1,963	2,290
評価性引当額	—	—
繰延税金資産 合計	1,963	2,290
繰延税金負債		
前払年金費用	△14	—
その他有価証券評価差額金	△855	△648
その他	△5	△1
繰延税金負債 合計	△875	△649
繰延税金資産の純額	1,088	1,640

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第39期（2024年3月31日現在）及び第40期（2025年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引上げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、2025年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.62%、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.62%から31.52%に変更しております。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が23百万円増加、その他有価証券評価差額金が17百万円、法人税等調整額が41百万円減少しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
期首残高	—	1,428百万円
有形固定資産の取得に伴う増加	1,420百万円	—
時の経過による調整額	7百万円	15百万円
期末残高	1,428百万円	1,444百万円

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）及び第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第39期（自2023年4月1日 至 2024年3月31日）及び第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1.関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注5)	科目	期末残高 (注5)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	グループ通算制 度	グループ通 算制度に伴 う通算税効 果額 (注1)	132 百万円	その他未払 金	105 百万円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,006 百万円	未払手数料	886 百万円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	463 百万円	未払費用	260 百万円

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注5)	科目	期末残高 (注5)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 直接 100.0%	グループ通算制 度	グループ通 算制度に伴 う通算税効 果額 (注1)	42 百万円	その他未払 金	43 百万円
						経営管理	経営管理手 数料 (注4)	508 百万円		
						役員の兼任				

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. グループ通算制度に基づく通算税効果額であります。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案

して決定しております。

3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

4. 経営管理手数料については、経営管理契約に基づく取引条件によっております。

5. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	4,354 百万円	未払手数料	1,028 百万円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	7,493 百万円	未払手数料	1,449 百万円

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	5,310 百万円	未払手数料	952 百万円
						投資の助言	投資助言料 (注2)	451 百万円	未払費用	237 百万円
						役員の兼任				
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	4,747 百万円	未払手数料	1,115 百万円
						取引銀行	コーラブル預金の預入 (注3)	1,000 百万円	現金及び預金	1,000 百万円

同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券(株)	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	8,404 百万円	未払手数料	1,572 百万円
-------------	----------------------------------	-----------------	---------------	-----	----	---	---------------------------------------	--------------	-------	--------------

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
3. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	454,898.22円	289,876.37円
1株当たり当期純利益金額	49,804.10円	53,688.15円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益金額（百万円）	10,537	11,359
普通株主に帰属しない金額 （百万円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額 （百万円）	10,537	11,359
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親

法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

②訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

①名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

②資本金の額：324,279百万円（2025年3月末現在）

③事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

①名称	②資本金の額 (2025年3月末現在)	③事業の内容
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社北都銀行	12,500 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社七十七銀行	24,600 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社池田泉州銀行	61,385 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社山口銀行	10,005 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社沖縄銀行	22,725 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社北九州銀行	10,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	54,323 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
七十七証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	19,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ワイエム証券株式会社	1,270 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

（3）再委託先

①名称：ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッド

②資本金の額：24百万英ポンド（2025年3月末現在）

③事業の内容：投資運用業務および投資顧問業務を行っています。

2【関係業務の概要】

（1）受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

（2）販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等

を行います。

- （３）再委託先：委託会社から外国株式マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受け、運用の指図を行います。

３【資本関係】

該当ありません。（2025年7月末現在）

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が３％以上のものを記載しています。

第３【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2024年10月21日	有価証券届出書
2024年10月21日	有価証券報告書
2025年 4月21日	有価証券届出書の訂正届出書
2025年 4月21日	半期報告書
2025年 7月17日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

2025年 6月 6日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鶴見将史
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田嶋大士
--------------------	-------	------

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年9月24日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ グローバルバランス（積極型）の2024年7月23日から2025年7月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ グローバルバランス（積極型）の2025年7月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年9月24日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ グローバルバランス（安定型）の2024年7月23日から2025年7月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ グローバルバランス（安定型）の2025年7月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。